

調査結果 岩手医科大学

(1) 研究倫理教育の体制

岩手医科大学では、「岩手医科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」において、研究者は研究活動において通常守るべき作法を遵守するとともに、関係法令等に従い、適正な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に努めるものとされている。

こうした考え方のもと、公正な研究活動の推進に関する最終責任を負う最高管理責任者に学長を充て、最高管理責任者を補佐し、研究倫理教育、啓発その他公正な研究活動の推進に関し、学内各機関を統括する統括責任者に副学長（副学長を置かないときは、医学部長）を充てている。

また、各学部等における研究倫理教育を統括する研究倫理教育責任者には、各学部長、全学教育推進機構長並びに医歯薬総合研究所長を充てている。研究倫理教育責任者は、必要に応じ、各学部等内に研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、大学で研究活動を行う者に対し、日本学術振興会が作成するeラーニング教材（eL CoRE）を団体登録して利用しており、3年に1回以上受講することとしている。

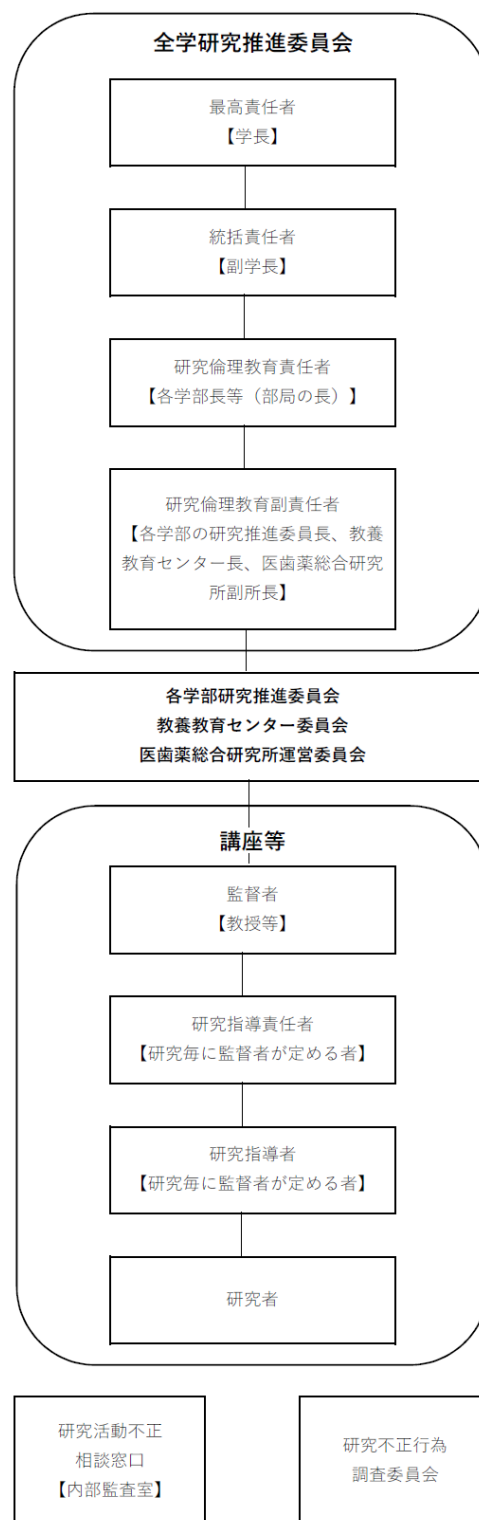
また、「研究費不正使用防止に係る活動計画」を定め、①コンプライアンス教育に関する説明会（公的研究費取扱説明会）の実施および受講結果報告、②研究倫理eラーニングコース（eL CoRE）の受講周知および受講状況の報告、の2点について、各学部の教授会および各学部の研究推進委員会等にて報告を行っている。特に未受講者については、本人・所属講座への通知に加え、教授会にて受講状況を報告のうえ注意喚起を行っている。

研究倫理教育の受講の徹底については、公的研究費の応募要件および交付申請要件に応じて、事務局にて受講状況を確認の上、申請時あるいは採択時等、適切なタイミングで（eL CoRE）受講を通知する取組も行っている。

コンプライアンス教育に関する説明会では、研究費の不正に係るコンプライアンス教育だけでなく、研究活動上の不正行為に対する通報等の流れなども教育内容に含めている。

<体制図>

岩手医科大学研究活動管理体制図



(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対しても、各部局において研究倫理に関する教育を実施しており、部局で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【医学部、医学研究科】

学部段階では、研究室配属前に (eL CoRE) の受講を義務付けるとともに、「医学研究リテラシー I」及び「医学研究リテラシー II」の授業において研究倫理に関する手続きの重要性などを説明している。大学院では、必修科目「研究方法論」「ベーシックセミナー」での倫理教育(複数コマ)に加え、(eL CoRE) の受講を講義の中に組みこんでいる。

【看護学部】

第3学年科目「看護研究入門」にて、看護研究の目的・意義・役割、看護研究の倫理的問題、文献検索の方法、基本的な統計手法、研究論文の基本構成、看護論文の読み方等について授業を行っている。また、第4学年科目「看護研究」では、看護研究入門の内容を実践的に学び、研究計画書を作成する内容の授業を行っており、さらに「看護研究実践演習」を選択した学生は、科目「看護研究」で作成した研究計画書に基づき、データ収集、分析を通して調査結果の解釈から考察を行い、研究論文を作成している。

【歯学研究科】

第1学年の「大学院共通教育プログラム」において、第1学年「歯科医学概論」における講義「研究のこころ」(5月)にて、歯科医学における研究とその意義、知識・技能と科学的思考力の関係、歯科医師にとっての研究マインド等を学習することとしている。

【薬学研究科】

大学院では独自教材(プレゼンテーション資料)に加え、日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」を使用している。また、(eL CoRE) の受講を義務付けている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「岩手医科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」において、文書、数値データ、画像などの資料は当該論文等の発表後10年間、実験試料、標本や装置などは当該論文等の発表後5年間保存することを定めている。加えて「岩手医科大学研究データポリシー」において、研究データの管理、公開等についても定めている。前述の規程において、「研究者等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等を、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない」と定めており、具体的な取扱方法として、生データはなるべく電子データで、passwordを用いて研究室共有のハードディスクあるいはクラウドに保存し、修正記録が残るよう保存している。

また、研究者の異動、退職に際し、監督者は、紙や電子などの記録媒体に複写をとる等の方法により保管する、あるいは、研究データの所在を確認し追跡可能とすることとしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究活動における不正行為の未然防止を目的とし、「岩手医科大学における研究不正

を防止するためのチェックリスト」を定めた。当該チェックリストは、「研究開始前」、「研究中および研究成果公表時」、「研究結果公表終了を含む研究終了後」の3段階において規程の遵守状況、研究室での行動等、研究活動全体における自己点検を促すツールとして幅広くチェック項目を設けており、研究者個人だけでなく、所属部局としての管理責任を果たすための補助資料としても活用可能となっている。

剽窃チェックツール「iThenticate」を導入しており、例えば医学部においては、学位論文についてチェックとその結果としての剽窃率あるいは剽窃部分の開示を義務付けているとともに、学位論文以外についても、チェックを推奨している。

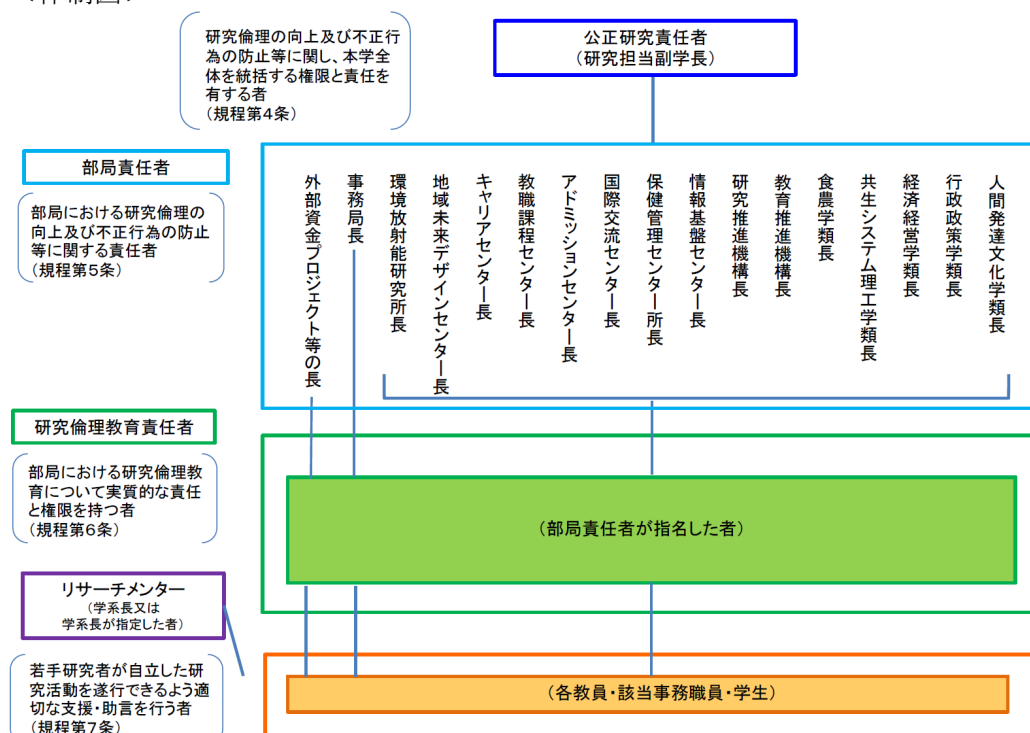
調査結果 福島大学

(1) 研究倫理教育の体制

福島大学では、「福島大学公正研究規程」において、研究者等は、「福島大学における公正研究遂行のための基本方針」を遵守するとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならないとしている。同基本方針では、研究における公正さとは、単に不正行為をしないというだけでなく、研究の企画、申請、実施、報告、審査のすべての過程において、研究者としての良心を堅持し、注意深い責任ある態度で研究を実施することなどを定めている。

こうした考え方のもと、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する公正研究責任者を置き、理事又は副学長のうち学長が指名した者をもって充てている。部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等については部局責任者を置き、部局の長を充て、部局における研究倫理教育責任者には部局の長が指名する者を充てている。さらに、若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言を行う者としてリサーチメンターを置き、当該研究者が所属する学系の長又は学系の長が指定した者を充てている。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、日本学術振興会が作成する e ラーニング教材 (eL CoRE) を使用しており、「福島大学における「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく公正な研究推進のための運用方針」において、研究者は採用時に受講し、その後は5年に一度受講するなど、学修時期、頻度を定めている。特段の理由なく当該教育を受講しない研究者については、翌年度の研究経費を停止するとともに

に、学内の競争的研究資金等の応募資格を付与しない（受講した場合は当該措置を解除）こととしている。また、受講するコースには査読者の役割と責任などに関する科目も含まれている。

パソコンが使用できない場合など、eラーニングの受講が困難な場合は、日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の通読を求め、理解度調査を行っている。

なお、前述の運用方針においては、役員、事務職員も就任時に受講することを定めている。

この他、部局長から部局内で注意喚起を行う、研究倫理に関するセミナーを開催して意識啓発を図るなど、部局ごとに周知等を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

大学院生に対し、研究者と同様（eL CoRE）を使用しており、「福島大学における「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく公正な研究推進のための運用方針」において、入学時に受講することを定めている。

学類生に対しても、各学類において以下に例示するように、授業等の機会を活用して教育を行っている。

【文系】

新入生ガイダンス時に学修案内を利用しての実施のほか、スタートアップセミナー／問題探究セミナーでのアカデミックスキルズ修得を通じて、研究倫理教育を実施している。そのほか、各種演習、課題研究等の他、特に卒業研究の指導時に、担当教員が個別に指導を行っている。

【理工系】

研究室配属前の第5 Semesterに、学類3年生の必修科目において、「研究活動に関わる安全と倫理」というタイトルで講義及び小テストによる確認を行っている。

【生命系】

学修案内において研究倫理について周知するとともに、スタートアップセミナー、1年生必修の実習、および3年生必修の各コースの実験・演習科目において、学生が研究に取り組む際に身につけておくべき知識や技能について指導している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「福島大学公正研究規程」において、研究者の責務として、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならないとしている。また、「福島大学における「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」に基づく公正な研究推進のための運用方針」により、資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間、試料等の有体物は5年間保存すること、「福島大学研究データ管理・公開ポリシー」において、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していること、研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的小および倫理的要件に従って研究データ管理を実施すること、を定めている。

データの保存に際しては、国立情報学研究所が運営する研究データ管理サービス「GakuNin RDM」を利用可能（教職員、学生対象、一人当たり100GB）としている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

「研究データ管理・利活用」ポータルサイトを設置し、福島大学のオープンサイエンスを促進する観点から、論文のオープンアクセス化や研究データの管理・公開について、基本的な考え方を定め、周知している。

< 「研究データ管理・利活用」ポータルサイト >

ホーム > 「研究データ管理・利活用」ポータルサイト

研究・産学連携

「研究データ管理・利活用」ポータルサイト

○ 【福島大学におけるオープンサイエンスへの取組み】

オープンサイエンスとは、明確な定義はありませんが、オープンアクセスと研究データのオープン化を含む概念とされています。オープンアクセスが進むことにより、あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能となります。また、オープンデータが進むことで、社会に対する研究プロセスの透明化や研究成果の幅広い活用が図られることが期待されています。近年、こうしたオープンサイエンスの概念が世界的に急速な広がりを見せており、オープンイノベーションの重要な基盤としても注目されています。

福島大学では、オープンサイエンスを促進する観点から、論文のオープンアクセス化や研究データの管理・公開について、基本的な考え方を定めています。

1. 福島大学研究データ管理・公開ポリシー

福島大学は2023年12月20日に「福島大学研究データ管理・公開ポリシー」を策定しました
これは、福島大学の研究者が研究活動によって得られた研究データの適切な管理・公開および利活用を促進するとともに、研究の健全性と公正性を確保し、さらなる学問研究の発展と社会への還元を進めることを目的とした基本方針を示すものです。
また「福島大学研究データ管理・公開ポリシー解説」では、ポリシー本文に沿って、定義や考え方などの解説を加えています。

[福島大学研究データ管理・公開ポリシー \(PDF形式: 60KB\)](#)

[福島大学研究データ管理・公開ポリシー解説 \(PDF形式: 172KB\)](#)

福島大学研究推進戦略

研究力向上アクションプラン (学内限定)

研究組織 (学系)

プロジェクト研究所

共同研究・受託研究・受託事業・
学術指導・奨学寄附金

知的財産関連

物品一時使用

研究員・研修員等

福島大学基金研究推進事業
(旧学術振興基金)

研究活動の健全な発展のための取
り組み

> 公正研究

調査結果 東京科学大学

(1) 研究倫理教育の体制

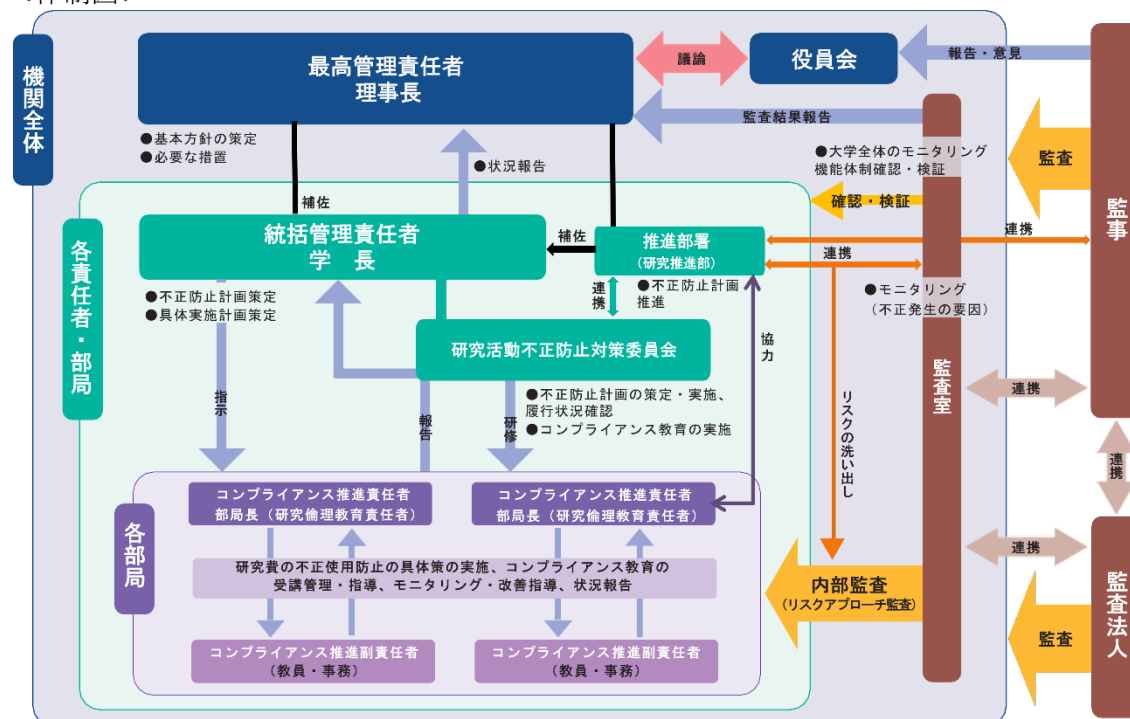
東京科学大学では、公正な研究活動を推進するために「東京科学大学における研究者等の行動規範」において、研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならないこと、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことなどを定めている。

実施体制としては、「国立大学法人東京科学大学における公正な研究活動に関する規則」において、大学全体を統括し、公正な研究活動について最終責任を負う最高責任者に理事長を充て、最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じることとしている。また、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者に学長を充て、統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、前述の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならないとしている。

さらに、部局における公正な研究活動について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者に、教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則に定めるコンプライアンス推進責任者を充て、それぞれの部局において不正防止対策を主体的に実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告しなければならないとしている。

加えて、全学委員会である研究活動不正防止対策委員会において、年度ごとに全学的な研究倫理教育（コンプライアンス教育も含む）、研究活動上の不正行為（研究費の不正使用も含む）を防止するための啓発活動の計画について策定し、当該計画に基づき研究活動不正防止対策委員会が実施している。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

大学全体で「研究活動上の不正防止計画」を策定するとともに、統括管理責任者が年1回、公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づくコンプライアンス教育と研究倫理教育の両方の内容を含む研修会をオンデマンド形式で開催しており、全教職員は3年に1回受講し、確認テストを提出することとしている。教材は大学が作成しており、不正認定された事案を取り上げるなど、教職員が理解を深めやすいように工夫している。

受講した者には受講番号を付し、当該受講番号は学内の研究費を執行・管理するシステムの利用に必要となっているため、受講を促す仕組みともなっている。

また、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 eラーニングプログラム（eAPRIN）を任意で利用できる教材としている。

その上で、研究倫理教育責任者が各部局において、年1回程度研究倫理教育を実施する計画を策定しており、以下に例示する取組を実施している。

【理学院】

外部講師を招き、科学倫理、科学者やそのコミュニティが有効に研究を進めるための実践的ルールを議論する講演会を討論形式で開催。

【総合研究院生体材料工学研究所】

医工学系分野の教授による、医学、生命科学研究倫理規程、一般研究倫理、論文、研究成果発表における倫理、研究費使用に係る倫理、不正行為通報についての研修を講義形式で開催。

【総合研究院（旧 科学技術創成研究院）】

外部講師を招き、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、研究の健全性・公正性（Research Integrity）の自律的な確保が求められていることを踏まえ、「Research Integrity と研究インテグリティ・セキュリティ」と題して、研究インテグリティ等に係るコンプライアンス研修を講義形式で開催。

(3) 学生に対する研究倫理教育

理工学系では、『研究倫理に関する学習・教育目標等一覧』を定めた上で、学生の学修レベルに合わせ、学士課程1年次から学士課程3年次、学士課程4年次から修士課程、博士後期課程の3段階に分けて、授業（必修科目及び選択科目において、研究倫理に関する科目の履修）、指導教員による指導、などと段階的に研究倫理教育を実施している。eラーニング教材を使用する場合は、（eAPRIN）等を使用している。

医歯学系では、学部の段階から研究実施にあたって必要となる倫理的配慮、個人情報保護、動物の扱い、臨床医学における研究倫理等について学ぶ必修科目を設計するとともに、研究者や大学院生と同様に（eAPRIN）を受講することも可能としている。修士課程及び博士課程においては、種々の研究分野における基本的な研究概念や具体的な研究方法の必要知識及び研究実施上の注意事項等について必修科目で学ぶカリキュラムを設計するとともに、（eAPRIN）の受講を必修としている。また、修士課程 MPH コース及び博士課程 JDP においてはそれに代えて研究倫理講習会を受講することを必修としている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「国立大学法人東京科学大学における公正な研究活動に関する規則」において、研究者は論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データを事後の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存・管理しなければならないこと、必要に応じて当該研究データを開示しなければならないことを定めている。また、研究データについては、10年間保存し、試料及び装置等の有体物においては5年間保存しなければならないとされている。

さらに詳細な運用指針については、現時点では元東京工業大学、元東京医科歯科大学それぞれの研究データの保存、公開等に関する指針等を適用しつつ、学内で現況やニーズ等を踏まえて検討していく予定。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

東京工業大学、東京医科歯科大学の統合により、不正行為の定義、調査の進め方などを含め、両大学の規程等のほか、研究倫理教育の進め方等についてもすり合わせを行い、東京科学大学としての体制を整備しており、今後運用等詳細についてさらに検討を進めていく。

大学または他の大学における、研究活動における不正に関する事例を取り上げ、四半期に一度、部局長等連絡会の場で不正事例として紹介し、各部局長が部局内構成員に周知するとともに、学内の Slack、HP 掲載により、全教職員に対し周知を行うことにより、啓発活動を行っている。

剽窃チェックツール「iThenticate」を導入し、各教職員が任意で利用可能としている。

大学統合後の状況を踏まえ、令和7年12月に「研究費使用ハンドブック」を更新した。主たる内容は研究費の管理等に関することであるが、研究者の行動規範を抜粋し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことについても記載することで、研究者の意識向上を図っている。

調査結果 東洋大学

(1) 研究倫理教育の体制

東洋大学では、「学校法人東洋大学行動規範」において、役員及び教職員は、研究活動におけるあらゆる不正行為が起こらない環境を整備するとともに、適正な研究の実施、研究費の使用を行うこととしている。また、「東洋大学研究倫理規程」において、研究者は不正行為を行わない、加担しないこと、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならないことなどを規定している。

こうした考え方のもと、前述の倫理規定において、学長を最高管理責任者に充て、研究の最高管理責任者として、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行うこととし、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者には学長の指名する副学長を充てている。また、各部局に研究倫理教育責任者を置き、部局における研究倫理教育を実施している。

倫理規程に定める事項の順守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定めるため、研究倫理委員会を置き、同委員会は不正行為の調査に際し、調査委員会の設置、調査結果の報告なども行っている。

研究倫理教育の実施に当たっては、研究推進部研究推進課が研究者向け、教務部大学院教務課が大学院生向けの e ラーニングの周知・受講管理を行っている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 e ラーニングプログラム（eAPRIN）を使用しており、大学全体で実施する場合は、「責任ある研究行為ダイジェスト」を使用している。実施にあたっては、e ラーニングシステムを用いて受講管理や理解度測定を行っており、研究者については研究推進部研究推進課が研究者向けの周知・受講管理を行っている。研究倫理教育の実施頻度については、2026 年度からは毎年度受講に頻度を高めることを予定している。

また、公的研究費の支援を受給する研究者には、受給時にコンプライアンス研修を行っており、その際に研究活動における不正行為の防止も含めて教育を実施している。研修の動画、資料をインターネット上に掲載し、オンデマンドで受講可能としている。

< 研究倫理・コンプライアンス研修会 >



(3) 学生に対する研究倫理教育

大学院生も博士前期・後期課程入学時に全学生対象に研究倫理教育を（eAPRIN）で行い、研究者の一員として身につけるべき基礎的知識や考え方を受講させている。実施にあたっては、研教務部大学院教務課が大学院生向けの e ラーニングの周知・受講管理を行っている。

この他、各研究科等の部局において、授業等を通じた研究倫理教育で行っている。

【経営学研究科】専攻ごと（ビジネス会計ファイナンス専攻・経営マーケティング専攻）に、入学後のオリエンテーション等の適当な時期に対面および Google meet によるオンライン会議形式で研究倫理指導を実施している。

【ライフデザイン学研究科】必修科目として設けている「人間環境デザイン基礎特論」の第1回目の授業時に、研究倫理について解説する機会を設けている。

【健康スポーツ科学研究科】技術者・研究者のコンプライアンスと倫理、コレスポンディング・オーサーの役割・責務、ヒト介入試験及び動物試験における倫理等について「研究基礎概論（研究倫理・統計）」にて指導している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「東洋大学研究倫理規程」において、研究者は研究のために収集及び採取又は作成した情報、データ等の関連する研究記録は、法令等又は本学関連規程に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならないとしている。また、「東洋大学研究データポリシー」を定め、研究データの管理ならびに公開及び利活用に供する方法は、収集または生成した研究者が、法令等の範囲内ならびに他の者の権利等を害さない範囲において、決定することができることなどを定めている。

研究データの保存方法の一つとして、現在外部ツールの導入を検討している。

研究室によっては、研究の不正防止のため、各自にラボノート配布し、卒業、修了前に提出することを求めており、研究データ、ノートの適切な保管に努めている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

情報連携学部・情報連携学研究科独自の取組として、INIAD AI-MOP などの、生成 AI を安全に利用する環境の構築を行っている。INIAD AI-MOP では、slack 等を介して生成 AI を利用しており、ベンダー側の学習に履歴を利用されないよう配慮するなど、学生が安全に生成 AI を利用し、学びを深めることができるようになっている。

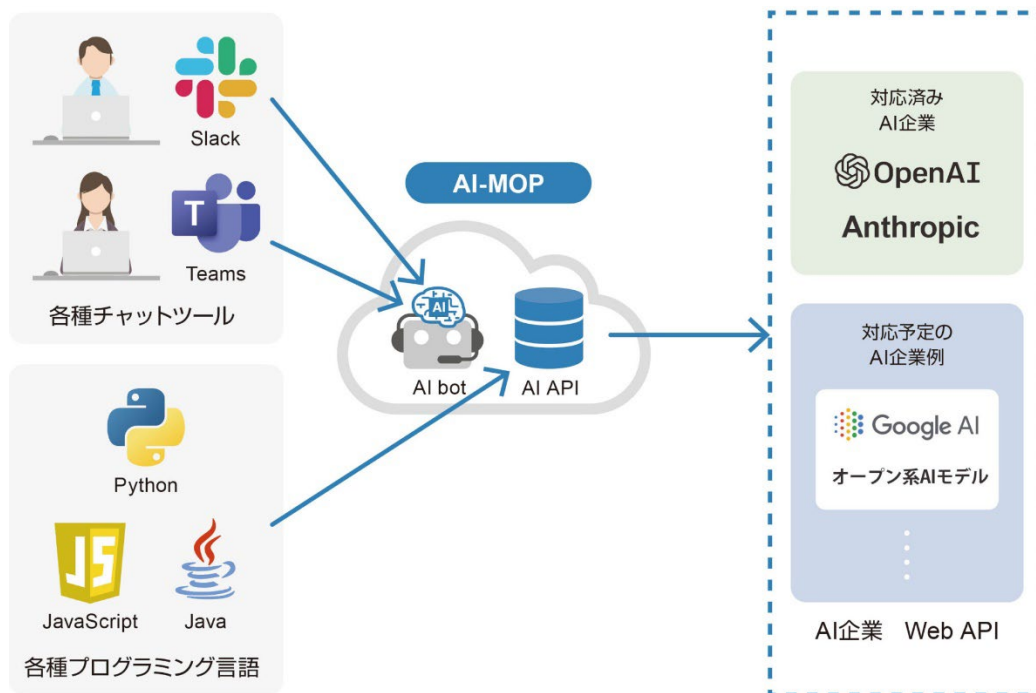
論文の類似性をチェックするツール「Turnitin originality check」を全学的に導入しており、研究者が論文投稿前にチェックすることができるようにしている。さらに、大学院担当教員・院生・修了生が投稿することができる大学院紀要では、投稿前に研究倫理の対応状況について、チェックリストを用いて確認を行っている。

「東洋大学研究倫理規程」では、研究者は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならないとしており、査読等に携わる姿勢についても明文化している。

部局単位で紀要等を刊行しており、個別に編集委員会等を設けている。例えば、法学

部の紀要「東洋法学」を刊行する東洋大学法学会では、刊行物出版委員会において、委員会の運営や委員長の判断に更なる明確化と透明性が求められている状況を踏まえ、マニュアルを整備し、東洋大学法学会の目的・組織、掲載手続、編集作業、転載承諾や二次掲載を含む業務運営、規約・規定等を明文化している。

<INIAD AI-MOP イメージ>



<チェックリスト (抄) >

【白山大学院_2025】「東洋大学研究倫理規程」等確認フォーム【全員提出】 / Confirmation Form for the Toyo University Research Code of Ethics

大学院紀要投稿者は、「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を必ず熟読してください。この確認フォームは、貴殿の研究成果の公表として執筆した投稿論文が「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を遵守していることを投稿者自身で確認するために提出していただきます。「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を参照のうえ、本書の各設問を確認し、条件を満たしているものに✓をしてください。

※共著の場合は、第1著者が記入してください。貴殿の研究上、該当しない部分についてはその他を選択し、理由を明記してください。

<記入例> 【「研究手法上、該当しない」等】

※各設問の文末に「東洋大学研究倫理規程」で参照すべき条文を< >で記載しています。

※「本学関連規程」、「本学関係規程」は本学ホームページ「コンプライアンス等の取り組み」で確認してください。○本学のホームページのURL：<http://www.toyo.ac.jp/site/effort-activity/>

(中略)

*

「東洋大学研究倫理規程」、「東洋大学大学院紀要関係諸規程」を熟読し、趣旨を理解しました。I have thoroughly read the Toyo University Research Code of Ethics and the Toyo University's Regulations on the Graduate School Bulletin and have understood them.

(研究活動における不正行為の防止 / Preventing unfair practices in research activities) *

研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めている。<参照：第8条>I endeavor to avoid implementing or being involved in unfair practices, including fabrication, falsification, and plagiarism, and to appropriately handle research and survey data, in order to establish a sound research environment that helps prevent unfair practices and the like. <Refer to Article 8.>

(後略)

調査結果 横浜市立大学

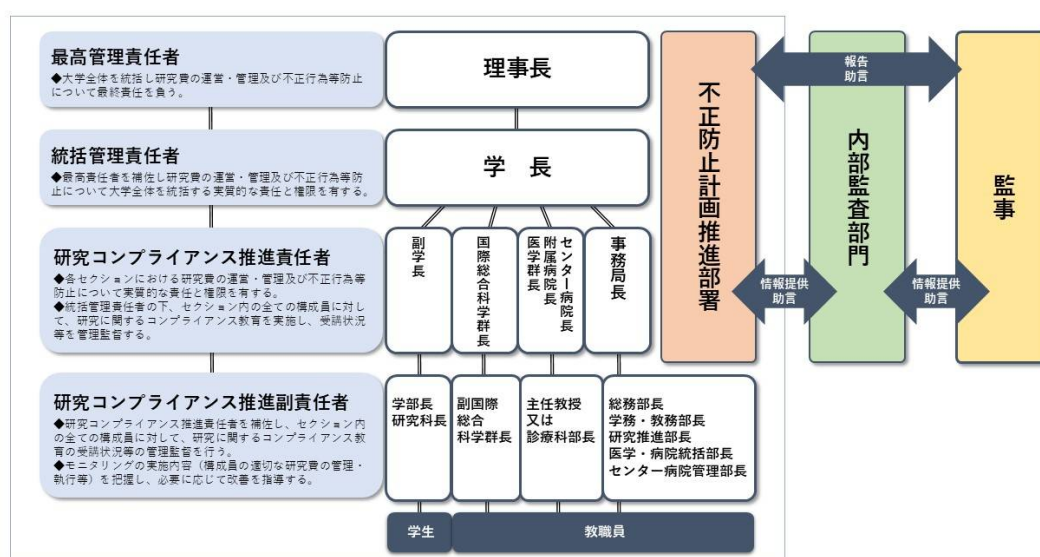
(1) 研究倫理教育の体制

横浜市立大学では、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の使用等に関する行動規範」において、研究者、事務職員等は、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に対して厳しい姿勢で臨むとともに、これに加担しないことなどを定めている。

こうした考え方のもと「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」において、大学全体を統括し、研究費の運営・管理及び不正行為等の防止について最終責任を負う最高管理責任者は理事長を充てている。また、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理及び不正行為等の防止について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者には学長を充てている。加えて、各部局等において、研究費の運営・管理及び不正行為等の防止について、実質的な責任と権限を有する研究コンプライアンス推進責任者と、研究コンプライアンス推進責任者を補佐する研究コンプライアンス推進副責任者を置いている。

また、最高管理責任者（理事長）、統括管理責任者（学長）及び研究コンプライアンス推進責任者（部局長）等からなる研究不正防止計画推進委員会を設置し、研究不正防止計画に基づく対応に関する報告や議論を行っている。研究不正防止計画の達成状況については、年1回、監事に報告を行い、意見を求めることで、第三者の視点を取り入れている。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 eラーニングプログラム（eAPRIN）を使用しており、研究者は5年に1回受講し、確認テストにおいて80点以上を合格点としている。受講状況をシステム上で管理し、未受講者に対して受講を促している。また、研究不正防止計画推進委員会は各部局における受講を確認している。

例えば臨床研究等従事者では、(eAPRIN)の医学研究者コースの中で「ピアレビュー」あるいは「責任ある研究者の行為」などの科目の受講を求めるなど、分野等に応じて設

定されたコースの中で、査読者としての姿勢等に関する科目も受講することとされている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部段階では、「教養ゼミ」において、レポートの書き方などを指導している。また、学部においては授業の中で研究倫理について説明を行っている。さらに、各学部・研究科において、年度毎に自己点検を実施し、課題の特定を行い、その結果を踏まえ、(eAPRIN) 受講等の具体的な改善計画を策定している。

研究科においては、(eAPRIN) の修了を学位申請の必須条件とするとともに、研究科ごとにオリエンテーション、ゼミ等の機会において、分野の事情に応じた研究倫理教育を行っている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」において、職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ、研究費伝票その他関係する資料等について、実験・観察記録ノート、実験データ等については、原則、当該論文等の発表後 10 年間、試料、標本等の有体物は 5 年間保存しなければならないとしている。

その上で、「研究データ管理・公開ポリシー」において、研究者（教職員・学生等）が、研究データの管理・保存・廃棄に関する権利と責任を有すること、研究室単位や部局単位での判断は、研究分野の特性に応じて「研究データ管理実施指針」に基づき運用されること、などを定めている。

現状、研究データの保存のための環境は研究者が独自で用意しているが、研究データの適切な管理を目的として、全学的なデータ管理基盤についても準備を進めている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

教員等を利用対象者として、剽窃チェックツール「iThenticate」を導入し、論文投稿前の確認等に当該ツールによる確認をチェック項目としている。

大学院生に対しても論文投稿前に事前チェックシートの提出を求め、投稿前の剽窃チェック、あるいは、投稿先が粗悪学術誌でないことの確認などをチェック項目としている。

<チェックシート様式例（抜粋）>

※チェックシートの具体的な運用は、各学部・研究科において研究分野の特性、組織形態、構成員に対応し、実効性を考慮した方法を策定します。

事前チェックシート（基本事項）

_____年_____月_____日

所属長 宛

所属：_____

氏名：_____

私は、責任著者として、次の研究成果発表が公正な研究活動の実施基準にもとづき、公正な研究活動が適切に行われ、不正行為（捏造・改ざん・盗用）及び不適切な行為（二重投稿・不適切なオーサーシップ等）がないことを確認しました。

➤ 発表前の記載事項は以下のとおり

| | |
|---------------------|--|
| 発表形態（該当に□） | 原著論文／学会等発表／総説／著書／解説／その他（ ） ※学会誌に誌上発表されたもの |
| 題目 | |
| 著者名・所属（掲載順）・それぞれの役割 | |

以下の事項をすべて確認の上、上述の研究成果を投稿しました。（□にチェック）

- 関係法令、学内規則等（倫理審査等）を順守して適切に研究を実施しています。
- 適切な先行研究の引用、出典を明記しています。
- 論文剽窃チェックツール「iThenticate」により確認しました。※原著論文は必須
- 投稿先が粗悪学術雑誌（いわゆるハゲタカジャーナル：別紙参照）でないことを確認しました。

教職員を対象としたFD・SD研修会において、利益相反、安全保障輸出管理、オープンサイエンスなどのテーマと合わせて、研究倫理教育に関連する内容についても扱っている。

調査結果 静岡県立大学

(1) 研究倫理教育の体制

静岡県立大学は、静岡県立大学短期大学部とあわせて研究活動における不正行為への対応、そのための体制等を整備しており、具体的には、「静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進に関する規程」において、大学を統括し、公正な研究活動の推進等について、最終責任を負う最高責任者に学長を充てている。また、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の推進等について大学を統括する統括管理責任者を置いて、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てている。

また、部局長は、公正な研究活動の推進及び不正行為を抑止する環境の整備に努めるとともに、研究倫理教育責任者を兼務し、当該部局に所属する研究者等に対して、研究倫理教育を実施している。

この他、従来は研究活動における不正行為の防止、研究データの管理について検討する常設の委員会はなく、時限の委員会等において都度検討していたが、令和7年度より総括管理責任者の下に常設の研究公正委員会を置き、公正な研究活動の推進等に関する方策の策定及びその改善に関すること等について審議することとしている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 eラーニングプログラム（eAPRIN）を使用しており、教員は3年に1回受講することとしている。受講科目は全学的に検討し、責任ある研究、公的研究費、ピアレビュー、安全保障輸出管理などの科目を設定している。研究倫理教育の有効期限は、地域・産学連携推進室で管理しており、未受講者に対して定期的にリマインドするとともに、地域・産学連携推進室が担当している大型研究費の申請、共同研究契約等の手続きの際に、受講状況を確認して手続きを進めることとしている。また、eラーニングの受講対象年度でない年度も、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進に関する規程などの関係規程の通読を求めている。

加えて、年1回、全教員対象に、学外の有識者を招き、研究倫理・研究公正に対する意識を定期的に高めることを目的として、研究不正防止セミナーを実施している。受講管理を行い、受講しない者は競争的資金への応募申請を不可としている。（令和6年度のテーマは「研究データ管理 大学が求められていること、研究者が求められていること」。）

なお、研究支援人材は、基本的に日本学術振興会が作成する eラーニング教材（eL CoRE）を受講することとしており、外部資金への申請に必要な時など状況に応じて（eAPRIN）を受講している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

基本的には授業と研究室での研究指導を通じて指導している。自然科学系の学部等においては、命と倫理（薬学部）、技術者倫理（食品栄養学部）、生命と倫理（短期大学部）、看護倫理特論（看護学部）などの授業を通じて、研究に関する倫理について教育した上で、各研究室を中心に担当教員が論文作成時の注意や盗作など研究不正を行わないための指導を行っている。

また、人文・社会科学系では学部段階で情報・メディアの法と倫理（経営情報学部）、情報社会と情報倫理などの授業を行うとともに、講義のレジュメ作成時やゼミの演習時に引用の作法を指導している。大学院ではディプロマポリシーに「研究倫理について十分に配慮できる能力」を掲げるとともに、引用等の指導を徹底している。学部によっ

ては、教授会において生成 AI のレポート使用についてのルールを徹底するよう学部教員へ通知し、また、リテラシー教育を補助するための「参考論文集」を作成して HP にアップロードしている。

また、研究に参加する学生に対しては、(eAPRIN) や (eL CoRE) などの受講も求めている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進に関する規程」において、研究レポート、各種計測データ等の確認などとともに、実験ノートなどは個人の私的記録ではなく、各研究者等が適切に管理するものであって、その記載及び管理の方法に関し指導を徹底することなどを研究者の責務として位置づけている。

その上で、研究データの保存等については、「静岡県公立大学法人における研究データの保存等に関するガイドライン」において、文書等は原則 10 年、実験試料、標本等の「試料」及び装置等については原則 5 年保存することとしている。具体的な保存方法等については、各部局が定めることとしており、部局ごとにデータ保管ポリシーを策定している。

研究者が転出又は退職する場合は、転出前の部局にて管理責任者を定めた上で当該部局において保管するか、当該部局がデータの所在を把握する等の措置を講じている。転出又は退職する研究者が引き続きデータを利用する場合は、契約等について利用目的や範囲、二次的副産物の取扱い等について条件を明確にし、新しい所属先を明らかにした上で、部局長と連絡を取れる状態にするようにしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

年度当初の大学運営会議において、不正防止計画の報告とともに、最高管理責任者である学長より、出席者である各学部長、各研究科長・研究院長などに対し、不正を発生させないこと、研究倫理教育の受講を徹底することなどを発信・周知している。

令和 7 年度より剽窃チェックツール「iThenticate」を導入しており、教員（本学常勤の教員）に対し、論文投稿前にツールでのチェックを義務化している。学生の論文については、教員が必要に応じてチェックを行っている。

また、「iThenticate」の導入も含めて、大学が講じる対応について整理し、ホームページ上で公開している。

全教員に対し、年 1 回、研究インテグリティに関する誓約書の提出を求めている。当該誓約書は、研究活動における不正行為、国内外の機関・企業からの研究資金等に関する手続き、研究データ管理に関する透明性など、研究活動全般に対する確認書となっている。

令和7年度 研究インテグリティに関する誓約書

研究の国際化やオープン化が急速に進展する今後において、大学での研究活動が、透明性の確保と説明責任の履行を伴い、国際的に信頼性のある研究活動として認められるよう、改めて研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保が求められていることを認識したうえで、以下の事項を確認し、本誓約書を提出します。

- 1 本学の研究インテグリティにおける取り組みを確認しました。
[研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保【静岡県立大学HP】](#)
- 2 各研究者自身により、職歴・研究経歴や兼業、名誉称号等を含む現在の所属・役職等、また共同研究を含む研究実施内容について、e-Rad、産学官連携研究シーズ集等による情報発信・公開また学内手続きを適切に行い、透明性のある研究活動を実施します。
- 3 国内外の機関・企業等（政府・資金配分機関・財団・研究機関・企業等）からの研究資金・寄附金・報酬（兼務の給与、出張費、講演謝金等）・物品や役務の供与などを受ける場合には、適正な学内手続きを行います。特に、外国の大学・研究機関・企業等からこれらを受ける際には、地域・産学連携推進室に事前に相談します。
- 4 外部資金（競争的資金等）への応募の際には適切な申告を行います。
- 5 外国の大学・研究機関・企業等との共同研究や連携を行う際には、意図しない利益相反・責務相反や技術流出・情報流出、一般社会・研究者コミュニティからの信頼低下等のリスクが存在することに十分留意します。
- 6 外国の大学・研究機関・企業等との共同研究などによる技術提供や留学生・外国人研究員の受け入れなどにおいては、安全保障輸出管理の学内手続きを行います。技術提供の際には、目的外使用されるリスクがあり得ることに留意し、相手先（機関・メンバーなど）が外国ユーザーリストに該当しないことの確認や技術情報の管理を適切に行います。
- 7 外国の大学・研究機関・企業等との連携において交流協定や覚書（MOU）等を交わす際には、地域・産学連携推進室に事前に相談します。
- 8 外国の大学・研究機関・企業等との書面を交わさない共同研究や報酬・物品の提供のない連携を行う場合であっても、研究の公正性を脅かすリスクがあり得ることに十分留意します。
- 9 本学の研究データポリシーや諸規程に従い、研究データの管理を適切に行います。
- 10 論文投稿に当たり、以下の事項を遵守します。

（以下略）

調査結果 愛知教育大学

(1) 研究倫理教育の体制

愛知教育大学では、「愛知教育大学における研究者の行動規範」において、研究者は自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動すること、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことなどを定めている。

具体的な体制については、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び公的研究費を適正に運営及び管理することを目的とする「愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」及びその実施細則である「愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する実施細則」を制定しており、大学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正防止に関し最終責任を負う最高管理責任者に学長を充てている。また、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者、研究倫理教育責任者を置いており、研究担当理事を充てている。

また、最高管理責任者の下に全学的観点から不正防止計画を推進する研究活動不正防止対策推進委員会を置き、不正防止計画、研究倫理教育、コンプライアンス教育、不正行為があった場合の調査など様々な審議を行うこととしている。不正防止計画については、毎年度不正発生の要因に応じて、「管理運営体制」、「研究倫理上の不正行為防止」、「コンプライアンス上の不正行為防止」、「情報発信・共有化の推進」、「モニタリングの在り方」の5項目に基づいて策定している。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、日本学術振興会が作成する e ラーニング教材 (eL CoRE) を団体登録して利用しており、研究者は毎年度1月4日から～3月15日の間に受講し、新規採用職員は6月末までに受講することとしている。研究者については、ログイン ID を設定してメールで受講を案内し、受講状況の管理、内容理解度はログイン ID に基づいて把握している。受講しない場合、翌年度の競争的研究費の申請・使用等を認めず、また、学内研究費の使用等も制限することにより、受講を徹底している。

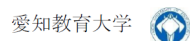
近年の査読における不適切な行為の防止の流れを踏まえて、(eL CoRE) の査読に関する項目も含めて毎年度学習することとしている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

新入生ガイダンス等において、「研究活動における不正行為の防止について」を配布することにより、研究活動における不正行為の概略を説明するとともに、日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」や (eL CoRE) などを紹介し、受講等を促している。

特に大学院1年生に対しては受講を促すため、大学として日本学術振興会に (eL CoRE) の利用について団体登録を行った上で、学内の学生サイト (学務ネット) を通じて、対象者に受講を通知している。

<研究活動における不正行為の防止について（大学院生用）>



(大学院生用)

研究活動における不正行為の防止について

本学では、教育学、人文社会科学、自然科学、創造科学のすべての学術分野において研究活動に携わる者の倫理規範として「愛知教育大学における研究者の行動規範」及び「研究活動における不正防止計画」を定め、研究活動における不正行為の防止に努めています。大学院生の皆さんにおいても、研究者と同等とみなしますので、以下のことについて十分留意してください。

【研究活動における不正行為について】

| 定義 | 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等 | |
|----------|---|---|
| 研究上の不正行為 | 捏造 | 存在しないデータ、研究結果等を作成すること |
| | 改ざん | 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること |
| | 盗用 | 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること ※いわゆる「コピー&ペースト」もこれに該当します。 |
| その他の不正行為 | 二重投稿 | 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。 |
| | 不適切なオーサーシップ | 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除くこと |
| | 人権等の侵害 | 研究活動に協力する者又は研究活動の対象となる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害すること |

注) 不正行為と認められた場合、愛知教育大学学生懲戒規程に基づき、非遵行為として懲戒処分を受けることがあります。

【重要】

- 日本学術振興会のHPに研究倫理に関する研修プログラムとして、次の2つの教材があります。各自で学習してください。
①「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(Green Book)
②「研究倫理eラーニングコース」(el CoRe)

※ 「②研究倫理eラーニングコース」(el CoRe)については、大学として機関登録を行い、皆さんの修了確認を行います。
大学が発行する学生用メールアドレスを日本学術振興会に登録することにより、同コースを利用するためのID及びパスワードが、直接、登録した皆さんのアドレスに通知されますので、ご承知おきください。

日本学術振興会（研究公正）

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「愛知教育大学研究データ等の保存等に関するガイドライン」において、保存すべき資料、試料あるいは保存期限等について定め、研究者自身が保存することとしている。

研究活動に伴い発生し、または使用する文書（実験ノートを含む）、数値データ、画像、実験資料等の資料は、当該研究活動に基づく論文等の発表後10年保存することとしている。保管スペースの制約等やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で廃棄することも可能とするが、10年間の保存が望ましいとされている。また、電子データについては、研究データの関連情報の整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存することとしている。

標本、装置は当該研究活動に基づく論文等の発表後5年間保存することとしているが、保存・保管が本質的に困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

また、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すことを強く推奨するなどのデータの保存方法や、研究活動に関わる研究

データ等のうち保存すべきものについて、所在を確認し追跡可能としておく等、適切な措置を講じることなども当該ガイドラインにおいて定めている。

当該ガイドラインにおいても、保存期間の終了前に、合理的な理由なく故意に研究データ等を廃棄した場合に不正行為になり得ることを明記することにより、研究データ等を適切に保存するよう促している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究者だけでなく、研究支援人材（事務職員）に対しても、(eL CoRE) の受講を促している。自主的な受講としているが、特に研究費の執行管理・発注等を行う職員は受講を推奨しており、事務職員は修了証により受講を把握している。

研究活動における不正行為への対応に関する規程において、不適切な研究費使用等も位置付けるなど、公的研究費の適正な使用等に関する取組とも連携して不正の防止に取り組んでいる。

令和5年4月に学長から教職員に対し、「生成系 AI の利用について」の文書を発出し、利用に対する注意点等を示し適切に利用するよう依頼し、令和5年5月に教育・学生担当理事から教職員に対し、「授業及び試験における生成系 AI の利用に関する留意等について」の文書を発出している。

調査結果 藤田医科大学

(1) 研究倫理教育の体制

藤田医科大学では、「研究者等の行動規範」において、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことなど、研究活動、研究者の行動について定めている。

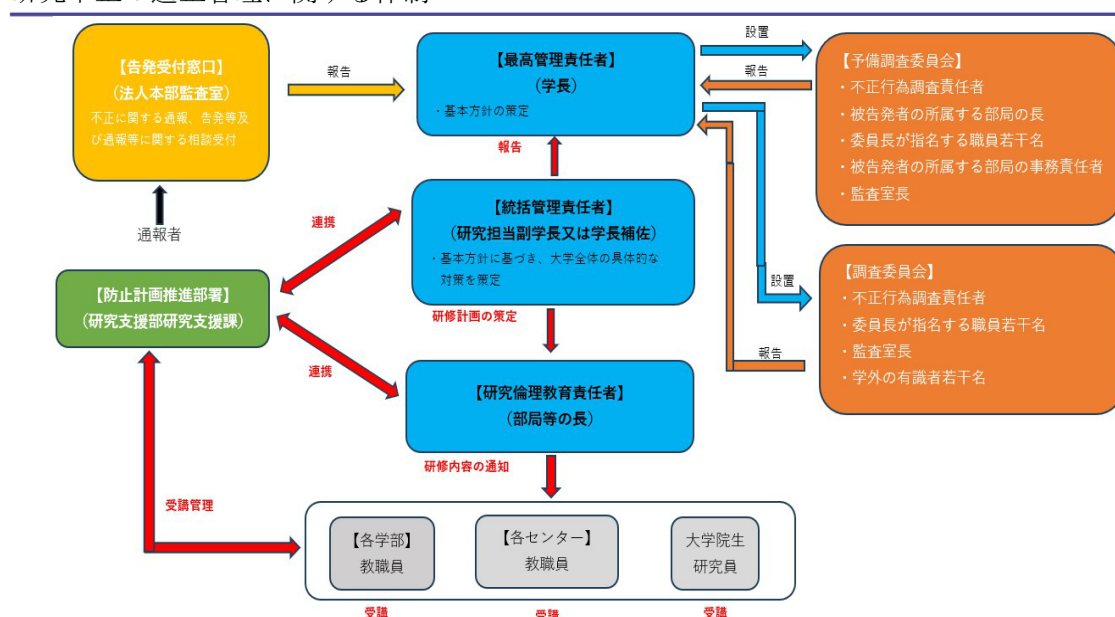
こうした考え方の中で、「藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程」において、研究活動における不正行為、研究費の不正使用を不正と位置づけ、研究費の運営及び管理について、最終責任を負う最高管理責任者に学長を充てている。また、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置き、研究を担当する副学長又は学長補佐を充て、部局等における研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者に当該部局等の長を充てている。

研究倫理教育については、部局等において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を行う研究倫理教育責任者を置き、当該部局等の長を充てている。

加えて、研究支援推進本部事務部研究支援課を、不正防止計画を推進するための部署として位置づけ、同課において、不正防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行っている。

<体制図>

研究不正の適正管理に関する体制



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、研究費の不正使用、研究活動における不正行為を防止するため研修会やeラーニングシステム講習の開催などを行っている。

2025年度コンプライアンス教育・研究倫理教育計画においては、大学が独自に教材を作成して実施するコンプライアンスセミナー、研究倫理セミナーに加え、科学研究費助成事業の公募に関する学内説明会、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供するeラーニングプログラム（eAPRIN）の受講等を定めている。

大学が実施するセミナーは、eラーニングシステム（Knowledge Deliver）上におい

て、研究活動における不正行為、研究費の不正、研究インテグリティなど全般を扱うコンプライアンスセミナー、生命倫理などを扱う研究倫理セミナーを開催している。当該セミナーは毎年受講することとなっており、また、教材は大学が独自で作成している。受講後は小テストを課して満点を取った場合に誓約書を提出して終了となる。また、コンプライアンスセミナーに際しては、学長が「コンプライアンス概論」について講演し、不正行為の防止等の重要性について自らメッセージを発している。

研究支援課を中心に、未受講者に対してはその上司も含めて受講を催促するとともに、学内での研究に関する倫理審査等の手続きの際に受講状況を確認することにより、受講を徹底している。

また、(eAPRIN) の受講については、研究に携わる全教職員が医学研究者コースを、治験実施者は治験担当者コースを5年に1回受講することとしている。

<2025年度コンプライアンス教育・研究倫理教育計画>

最高管理責任者
学長 岩田 仲生 様

策定日 2025年5月27日

2025年度コンプライアンス教育・研究倫理教育計画

統括管理責任者
齋藤 邦明

本学における2025年度のコンプライアンス教育・研究倫理教育を以下の計画で実施致します。
ご承認頂きますようお願い申し上げます。

| 区分 | 研修・啓発活動 | 研修実施時期（予定） | 受講方法等 |
|------|--|--------------------------|-----------------------------|
| 研修 | コンプライアンスセミナー | 2025年7月 | Knowledge Deliver |
| 研修 | 第1回研究倫理セミナー | 2025年7月 | Knowledge Deliver |
| 研修 | 科学研究費助成事業の公募に関する学内説明会 | 2025年7月 | オンサイト・ Knowledge Deliver |
| 研修 | 第2回研究倫理セミナー | 2026年1月 | Knowledge Deliver |
| 研修 | APRIN eラーニングプログラム 医学研究者コース(2025) 治験責任医師、分担医師、協力者コース (2025) | 2025年4月1日 ～2026年3月31日 | APRIN eラーニングプログラム ※該当者のみ |
| 啓発活動 | 研究不正（不正使用・不正行為）防止 に向けた啓発活動（ポスター等） | 2025年6月 | 学内掲示板に不正防止啓発ポスターを掲示 |
| 啓発活動 | | 2025年9月 | 月報ふじた紙面に不正防止啓発記事を掲載 |
| 啓発活動 | | 2025年12月 | 学内掲示板に不正防止啓発ポスターを掲示 |
| 啓発活動 | | 2026年3月 | 月報ふじた紙面に不正防止啓発記事を掲載 |

以 上

(3) 学生に対する研究倫理教育

「藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程」に基づき、研究に携わる学生も研究者として定義し、研究者と同様にコンプライアンスセミナーを受講することとしている。また、学部生、大学院生ともに、研究室配属時には、研究者が受講する「研究倫理セミナー」、(eAPRIN) の受講を課している。

以上の全学的な教育に加えて、部局において個別に研究活動における不正行為、生命倫理を含む研究倫理等について教育を行っている。具体例は、以下のとおりである。

【医学部】

医学部1年生に対し、「生命倫理」、「生老病死の人間学」の授業において生命倫理等について教育し、4年生に対しては、「臨床研究入門」の授業において、臨床研究の概要、臨床試験を計画・実施する際に必要な基礎知識等の講義を行っている。

【医療科学部・医療科学研究科】

学部では各分野内で「卒業研究」及び大学院では「特別研究」の授業において、レポート作成・引用の作法について指導している。

【保健衛生学部】

<リハビリテーション学科>

1年生に対し、「基礎情報処理学」の授業において剽窃・盗用について講義し、2年生に対しては「研究概論」の授業において論文作成、研究の進め方、倫理的手続きについて講義し、4年生に対しては「臨床研究」の授業において、各領域に分かれて指導教員のもと研究を実施している。

<看護学科>

3年生に対し、「看護研究方法論」の授業において、研究倫理、研究における倫理的配慮とともに、文献活用の目的の意義、文献の種類、研究計画書の作成について講義している。

<保健学研究科>

新入生オリエンテーションの際に、教務委員長から研究倫理の重要性について説明しており、また、必修科目である保健学セミナーにおいて、「コンプライアンスセミナー」、「研究倫理セミナー」を受講することで出席の取扱いとしている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「藤田医科大学における研究データの保存期間等に関する規程」において、実験、観察をはじめとする研究活動においては実験ノートに記録すること、また、文書、数値データ、画像などの資料は原則論文発表後10年間、試料(実験試料、標本)や装置などの有体物は原則論文発表後5年間保存することなどを規定している。研究データ等を保存する責任は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負うこととしている。

研究室においては、研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、あるいは、所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講じることとなっており、また、研究室主宰者の転出や移動に際しては、各学部長等がこれに準じた措置を講じている。

学生も、研究活動に携わる場合は研究データを保存することとなっており、研究責任

者の指導の下保存し、卒業後は研究責任者が責任をもって保存している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

令和元年度より、剽窃チェックツール「iThenticate」を導入しており、学术论文や記事等を投稿する際および博士論文の事前確認に使用している。特に博士論文の事前確認は必須としている。また、令和7年4月より、「iThenticate」のAIライティング検知機能も導入している。

研究活動における不正行為、研究費の不正防止を啓発するポスターを作成するとともに、学内広報誌（月報ふじた）に当該ポスターを含めて掲載し、周知を図っている。

生成AIの利用について、学修成果物への生成AIの利用に係る注意事項や生成AIの技術的限界などを整理した「生成AIの利活用に関するガイドラインについて」を令和5年度に定め、周知している。

<研究不正等の防止ポスター>



交付金の不正使用

ルールに従って正しく使用しないと、研究費の交付制限や返還、応募制限のペナルティ、刑事罰が科せられることがあります。

| | | |
|-------------------------------------|------------------------|------------------------|
| NO 預け金 | NO カラ出張 | NO カラ謝金 |
| 架空取引により本学に代金を支払わせ、これを取引先企業等に管理させること | 実態の伴わない出張旅費を本学に支払わせること | 実態の伴わない作業謝金を本学に支払わせること |

研究の不正行為

発表された研究成果の不正行為は、大学の信用を失墜させ、さらには研究者としての資格もはく奪される可能性のある行為です。

| | | |
|---------------------------|--|---|
| NO 捏造 | NO 改ざん | NO 盗用 |
| 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成すること | 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること | 他の研究者のアイデア・分析・解析方法・データ、研究結果、論文又は用語（当該研究者特有の用語に限る）を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること |



| | | |
|--------|-------------------|--|
| お問い合わせ | 研究不正防止対策の策定実施について | 不正防止計画推進部署：研究支援部 研究支援課 TEL: 0562-93-2862 E-Mail: kenshien@fujita-hu.ac.jp |
| | 公的研究費の使用に関する相談窓口 | 研究支援部 研究費管理課 TEL: 0562-93-2906 E-Mail: kenkanri@fujita-hu.ac.jp |
| | 研究不正に関する告発窓口 | 学校法人藤田学園法人本部 監査室 TEL: 0562-93-3002 E-Mail: kokuso@fujita-hu.ac.jp |

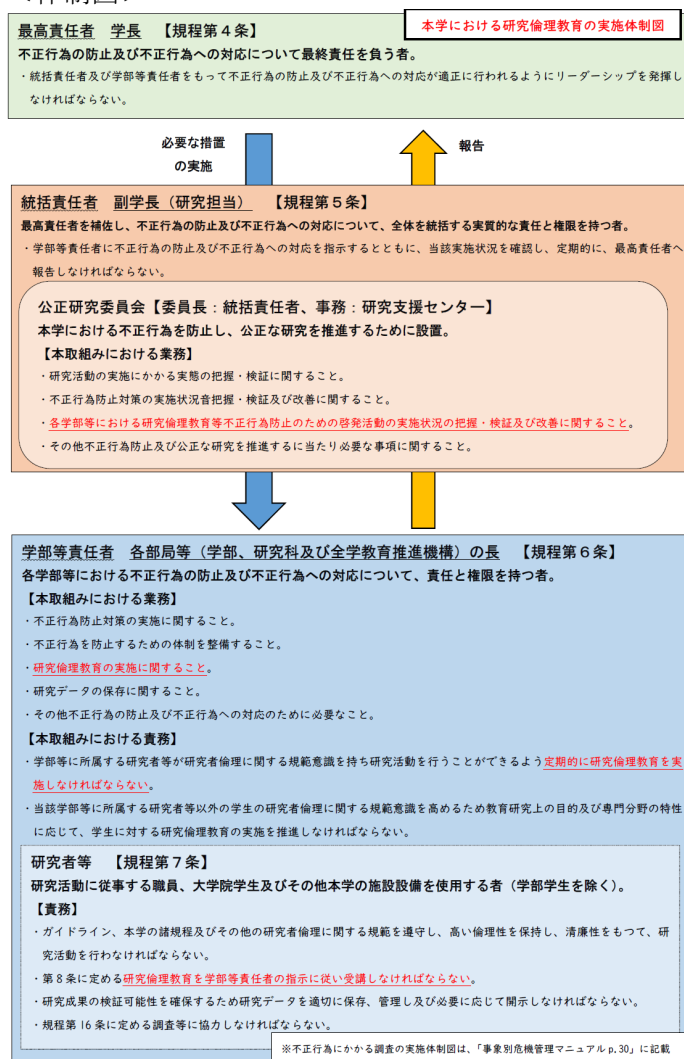
調査結果 神戸学院大学

(1) 研究倫理教育の体制

神戸学院大学では、「神戸学院大学研究倫理綱領」において、研究者は研究活動のそれぞれの過程において、研究成果及び調査・実験等のデータをねつ造し、改ざんし、又は他の研究者の研究成果を登用し、剽窃するなどの不正行為をなすことは厳に慎まなければならないとしている。

こうした考え方のもと「神戸学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」において、大学全体を統括し、不正行為の防止及び不正行為への対応について最終責任を負う最高責任者に学長を充てている。また、最高責任者を補佐し、不正行為の防止及び不正行為への対応について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括責任者には、最高責任者の指名する副学長1名を充てており、統括責任者は不正行為の防止及び不正行為への対応について組織横断的な体制を統括する責任者として、学部等責任者に不正行為の防止及び不正行為への対応を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高責任者へ報告している。また、各学部等における不正行為の防止及び不正行為への対応について、責任と権限を持つ学部等責任者には各学部等の長を充てており、研究倫理教育や研究不正対策の実施等を行っている。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 eラーニングプログラム（eAPRIN）を使用している。集中的に受講を徹底する観点から、5年度単位で『研究倫理教育 eラーニング受講年度』を設け、受講年度中に所属している研究者等全員は、指定する（APRIN）「eラーニングプログラム（eAPRIN）」を修了することを、研究機関全体の実施計画において定めている。コース設定に際しては、人文社会科学系コース及び自然科学系コースいずれもピアレビューに関する科目を含めることにより、査読に関する研究倫理教育も実施している。

前述の全体計画の遂行のほか、部局の構成員の研究特性に応じるべく、学部等責任者が主導のもと、部局単位の実施計画を任意で策定・実施している部局は確認しており、学部等によっては、毎年度、学内に講師を派遣し、研修会やセミナーを実施し、また、ある学部等では、新入学者に日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を配付している。

研究倫理教育の受講の徹底に際し、受講対象となる教職員に対して受講期間の開始前に個別に通知するほか、タイミングを計り受講を促す通知を行っている。また、研究倫理教育の受講完了が必須となっている競争的研究費に申請する研究者に対しては、修了書の提出及び受講履歴を確認した上で申請している。

また、公的研究費の不正使用等の防止、コンプライアンス教育に係る研修説明会において研究活動における不正行為についても扱うとともに、ニュースレターなども活用して、（eAPRIN）の受講を促し、あるいは、関係の教材の紹介なども行っている。特に科学技術振興機構の作成する研究倫理教育映像教材「倫理の空白」については、研究担当副学長が受講を奨励するなどの周知を進めている。

このほか、部局により任意で研修会、セミナーなどを開催している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

大学院生に対しても、（eAPRIN）の受講を求めている。また、一部の研究科又は学部等において、授業等を通じて研究倫理教育が実施されている。

部局単位で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【人文学部】

教員によっては、学部学生1年次前期の「人文入門演習」で用いる補助教材に不正防止（盗用等）に関する事項を含め、あるいは、学部学生4年次後期の「卒業研究演習 II」で、論文特有の形式と構成を学習する際、ゼミの指導教員が学生に対し、剽窃を行ってはならないことを指導している。

【薬学部】

研究室配属の学生のうち、病院での臨床研究に参加する者は、研究開始前に、（eAPRIN）を修了させている。

【心理学研究科】

大学院生は「研究不正防止研修会」の受講を必須としており、別途、日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の通読指導も行っている。また、毎年度1回、外部講師による不正防止セミナーを開催しており、これに大学院生も参加させている。

【総合リハビリテーション学研究科】

医療リハビリテーション学専攻修士課程ならびに社会リハビリテーション学専攻修士課程において、「研究倫理学特論」という科目を開講している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「神戸学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」において、研究データの適切な保存、管理及び必要に応じての開示を研究者の責務とし、研究データのうち資料（文書、数値データ、画像等）については、論文発表後10年間保存し、試料（実験試料、標本）や装置等については5年間保存することとしている。また、電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により、再利用可能な形で保存しなければならないとの規程も設けている。なお、同規程においては、学部等責任者の責務の中に、学部等における研究データの保存に関する規程も含まれている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

「研究者のための不正防止必携ガイド」のリーフレットや、競争的研究費等の使用に関する本学内のマニュアルである「神戸学院大学競争的研究費等執行ハンドブック」内に、研究費に関する不正だけでなく、研究活動上の不正行為の防止に関する注意事項、関連規程等に係る説明を掲載している。

生成AIの利用については、令和5年に学長名で学生向けに「本学におけるChatGPT等の生成系AIツールの利用について（注意喚起）」を策定し、生成AIを利用する際の注意点の中で、正確性、正当性等だけでなく、盗用等に当たらないかチェックするなどの注意点をまとめている。

<リーフレット>

CHECK!

研究倫理教育について

本学に所属する研究者（研究に従事する職員、大学院生、研究員等）は、所属する学部等責任者の指示に基づいて、研究倫理教育を必ず受講する必要があります。各学部等の特性に応じた研究倫理教育の他、日本学術振興会が提供する研究倫理教育eラーニングコースである「eL CoRE」を受講し、その修了証を学部等責任者に提出することを義務化しています。

また、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育eラーニングコースである「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」の受講についても推奨しています。

研究データの保存について

研究を遂行するためには、定められたガイドラインや規定を遵守するほか、倫理性と清潔性をもって研究を行うことが必要です。そのほか、研究成果の検証可能性を確保するために、研究データは適切に保存・管理することが研究者に求められています。万が一、研究者自身が不正行為に対する疑念をかけられた際に、自己防衛に資することにもつながります。

本学では、研究データの保存期間を研究成果の発表後5年間と明確に定めています。研究データの適切な保存・管理をお願いします。

問い合わせ
神戸学院大学
研究支援センター 研究支援グループ

電話番号 078-974-4297
E-mail kenkyu@kobegekui.ac.jp
URL https://www.kobegekui.ac.jp

より詳細な情報は本学ホームページ「公正な研究及び研究費の適正な取扱いへの取り組み」をご確認ください。

【2020年3月発行】

研究活動上の不正行為を防止するための
研究者のための不正防止必携ガイド

研究活動上の不正行為とは

「不正行為」とは、研究者倫理に反し、研究活動および研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨をゆがめ、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為を指します。その中でも、特定不正行為と呼ばれる、「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」については、より重大なものとして位置付けられています。

心当たりはありませんか？

これらの不正行為に関与した場合、探査される科研などの競争的資金等に対して、その助成先である文部科学省や日本学術振興会などからの返還命令や、申請の制限等の措置が検討されるほか、本学において懲戒処分等の措置が検討される可能性があります。

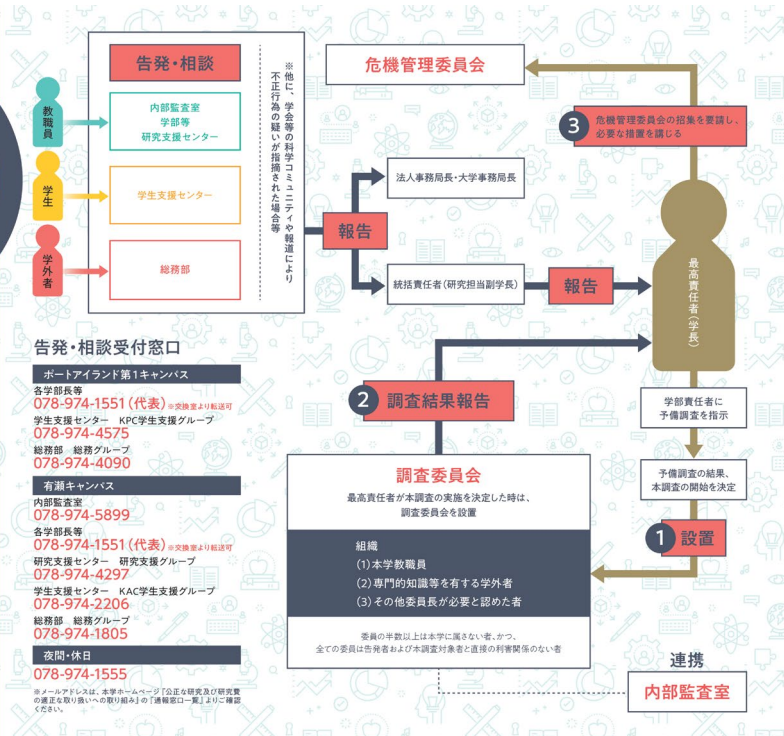
また、不正行為に関与していない場合でも、当該不正行為があった研究に係る論文等における責任者である場合は、その責任者に對して同様の措置が検討される可能性があります。

不正行為発見

(ねつ造・改ざん・盗用等)

不正行為を発見した際の 対応方法について

- 不正行為の通報を行う方によって、窓口(通報先)が異なります。
- 電話での通報の際は、最初に不正行為の通報であることをお伝えください。
- 不正行為の通報については、誹謗中傷を防ぐために、氏名、連絡先のない通報については受け付けません。直接の通報や電話での通報の際、必ず氏名、連絡先をお伺いします。電子メール、封書等での通報の際は、必ず氏名、連絡先等を明記してください。
- 通報の際に伺った氏名、連絡先、通報の内容は、目的以外に使用しません。



調査結果 福岡歯科大学

(1) 研究倫理教育の体制

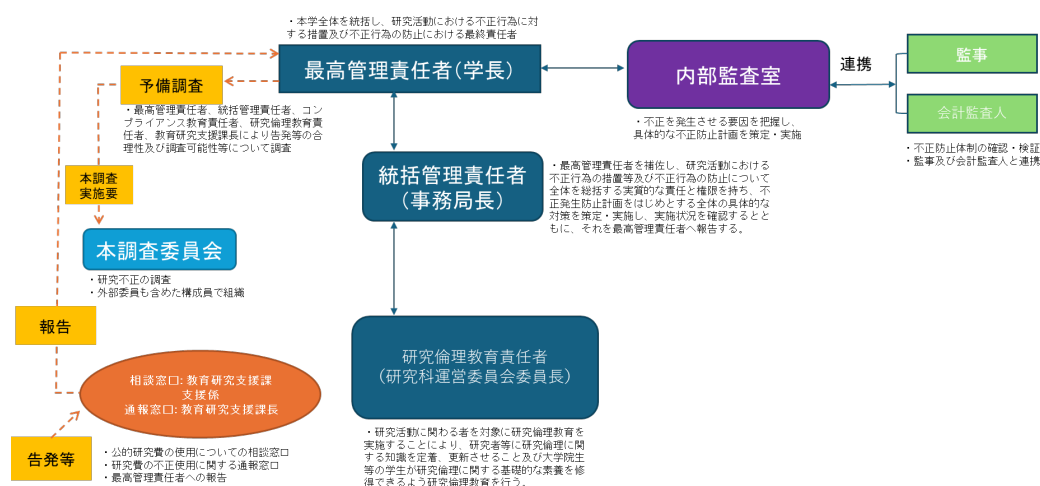
福岡歯科大学では、「福岡歯科大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則」において、研究活動における不正行為は研究活動とその成果発表の本質に反する者であり、科学そのものに対する背信行為であるため、不正行為に対して厳しい姿勢で臨むという基本姿勢を示している。

こうした考え方のもと、大学全体を統括し、研究活動における不正行為に対する措置等及び不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者に学長を充て、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の措置等及び防止について全体を統括する統括管理責任者に事務局長を充てている。また、研究者等に研究倫理に関する知識を定着、更新させること及び大学院生等の学生が研究倫理に関する基礎的な素養を修得できるよう研究倫理教育を行う研究倫理教育責任者を置き、学長が指名する者をもって充てている。

また、理事長、常務理事、大学長及び短大学長、附属病院長、事務局長等で構成する「常任役員会」において、不正防止計画に係る教育及び啓発計画を協議のうえ、定めている。

<体制図>

研究不正防止の責任体制



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者は年1回研究倫理教育を受講することとなっており、対象、時間・回数、実施時期、内容等については、不正防止計画に係る教育及び啓発計画に定めている。具体的には、大学の学内 Share Point において、外部の機関が提供する研修動画を学内限定で公開し、動画視聴後、Microsoft Forms で作成している理解度確認テスト受講を義務付けている。理解度確認テストは研修動画に基づいて事務担当が作成している場合もある。毎年受講することになるため、研修動画、理解度確認テストは毎年更新している。

受講期限が過ぎても未受講の者に対しては、メール、電話等で繰り返し督促することにより、受講を徹底している。

文部科学省のホームページに掲載された、他大学における不正事案をメール等により学内に展開し、事例紹介なども行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部学生への研究倫理教育については、第3学年の必修科目である「基礎研究演習」の講義において、研究倫理教育責任者から、研究者に求められる行動規範を理解するため研究倫理違反の具体例を説明するとともに、特定研究不正行為についても説明している。

大学院1学年に対しては、必修科目として実施している「生命科学概論」及び「生命科学演習」において、研究倫理教育責任者から研究倫理教育を実施している。なお、演習においては、日本学術振興会が作成するeラーニング教材(eL CoRE)を活用している。また、大学院生全員へ本学教職員対象の研究倫理教育の受講も義務付けている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「福岡歯科大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則」に基づき、「福岡歯科大学 研究データの保存期間等に関する細則」において、文書、数値データ、画像等の資料は論文等発表から10年間、実験試料、標本等の試料及び模型・装置については5年間、生み出した研究者が保存することとしており、退職等した後もこれらの期間保存する必要がある。加えて、研究者が退職等した場合は、分野の所属長等が当該研究者の研究データのうち保存すべきものについて、バックアップによる保管又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならないとしている。

やむを得ない事情がある場合に、合理的な説明が可能な範囲で、廃棄することが可能ではある一方、同細則に定める保存期間の終了以前に、合理的理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合があるとしている。

毎年度実施する内部監査において、任意で抽出した分野を監査対象として、当該分野等の研究室に出向き、研究データの保存等についての聞き取り調査を行うとともに、研究データの保存等が規則に基づき適切に行われていることを確認している。この確認は、4年間で全ての分野に対して実施できるよう、毎年一定の分野数に対して実施している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

公的研究費の管理に関するコンプライアンス教育と研究倫理教育をあわせて不正防止計画に係る教育及び啓発計画に位置付けるなど、公的研究費の適切な管理に関する取組とも連携して実施している。

文部科学省のホームページにおいて公表されている不正事案を抜粋して研究者及び大学院生にメールにて周知している。

令和2年及び3年度に実施した研究倫理教育FD講演会において、研究倫理教育責任者からオーサーシップ及び責任著者と共著者の責任について教育を実施し、令和5年度以降は映像教材の中でオーサーシップ等について説明するなど、査読に関連する教育も実施している。

<不正防止計画に係る教育及び啓発計画>

令和7年度 福岡歯科大学 公的研究費における不正防止計画に係る教育及び啓発計画

統括管理責任者 石橋 慶憲

1、目的

「福岡歯科大学 公的研究費における不正防止計画」に基づき、コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画について、対象・時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示し、公的研究費に関わる教職員及び大学院生等の不正防止への意識向上を図り、不正を起こさせないという組織風土を形成することを目的とする。

2、実施内容

○コンプライアンス教育

| 実施内容 | 対象者 | 内容 | 予定日時 | 担当部署 |
|-----------------|-----------------------|---|---------------|---------|
| 1 コンプライアンス教育講習会 | 教員(医員を含む)、研究費に関与する教職員 | 本学における公的研究費の管理体制及び他大学における不正使用の事例も含めて説明し、どのような行為が不正に当たるのかを理解することで適正執行のための知識を得る。(30分程度) | R7.7月 実施予定 | 教育研究支援課 |

○不正防止啓発活動

| 実施内容 | 対象者 | 内容 | 予定日時 | 担当部署 |
|-------------------------------|----------------------------|---|----------------|----------------|
| 1 公的研究費等の運営・管理にかかる不正防止誓約書提出依頼 | 新規採用者 | 本学へ新規採用となった教員及び公的研究費に関与する教職員へ誓約書提出を依頼する。 | R7.4月 実施予定 | 教育研究支援課 |
| 2 大学院講義「生命科学概論」 | 大学院1年生 | 研究倫理に関する意識を高め、研究者に求められる行動規範を理解させるため大学院生に対して講義を行う。(80分程度) | R7.4月 実施予定 | コンプライアンス推進責任者 |
| 3 科研費執行要領等説明会 | R7年度科学研究費助成事業 研究代表者・研究分担者 | 本学における公的研究費に関する規則及び執行要領を説明し、研究費の執行ルールを周知する。また、不正行為の実例を紹介し、どのような行為が不正となるか説明することで不正防止意識の向上を図る。(1時間程度) | R7.6月 実施予定 | 教育研究支援課 財務課 |
| 4 研究不正防止ポスターの掲示 | 研究に関与する教職員 | 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりのため学内に研究不正防止ポスターを掲示する。 | R7.7月 実施予定 | 教育研究支援課 |
| 5 不正の事例紹介による不正防止意識の向上 | 研究費に携わる教職員(嘱託職員も含む)及び大学院生等 | 文科省HPへ掲載された他大学における不正事案の事例紹介による不正防止意識の向上を図る。相談窓口、告発制度の周知を行う。 | R7.9月 実施予定 | 教育研究支援課 |
| 6 公的研究費等内部監査結果報告会 | 研究室補助職員等 | 内部監査における監査人からの指摘事項及び法人監事からの指摘事項について報告し改善事項を周知する。(30分程度) | R7.12月 実施予定 | 教育研究支援課 |
| 7 研究費の適正執行にかかる啓発(メール送付) | R7年度科学研究費助成事業 研究代表者・研究分担者 | 年度末となるため、使い切りを目的とした不正使用を未然に防止するとともに、未執行残が発生した場合でも今後の採択結果に不利益とはならない旨を周知する。 | R8.1月 実施予定 | 財務課 |

○その他の啓発活動

| 実施内容 | 対象者 | 内容 | 予定日時 | 担当部署 |
|-----------------------|-------------------|---|---------------|-----------|
| 1 研究倫理FD講演会 | 研究に関与する教職員及び大学院生等 | 実際の研究活動における不正行為の事例を紹介するとともに、教職員全員が研究者として遵守すべき法令や関係規則を理解できる内容として実施する。(30分程度) | R7.7月 実施予定 | 教育研究支援課 |
| 2 研究倫理eラーニングコース(JSPS) | 大学院1年生 | 研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されているeラーニングを受講する。(30分程度) | R7.5月 実施予定 | 研究倫理教育責任者 |
| 3 役員会等における不正防止に関する審議 | 常任役員等 | 競争的研究費等の採択状況、内部監査計画及び実施結果、不正防止計画に係る啓発計画等について、審議又は意見交換を行う。 | 随時 | 教育研究支援課 |

調査結果 国立情報学研究所

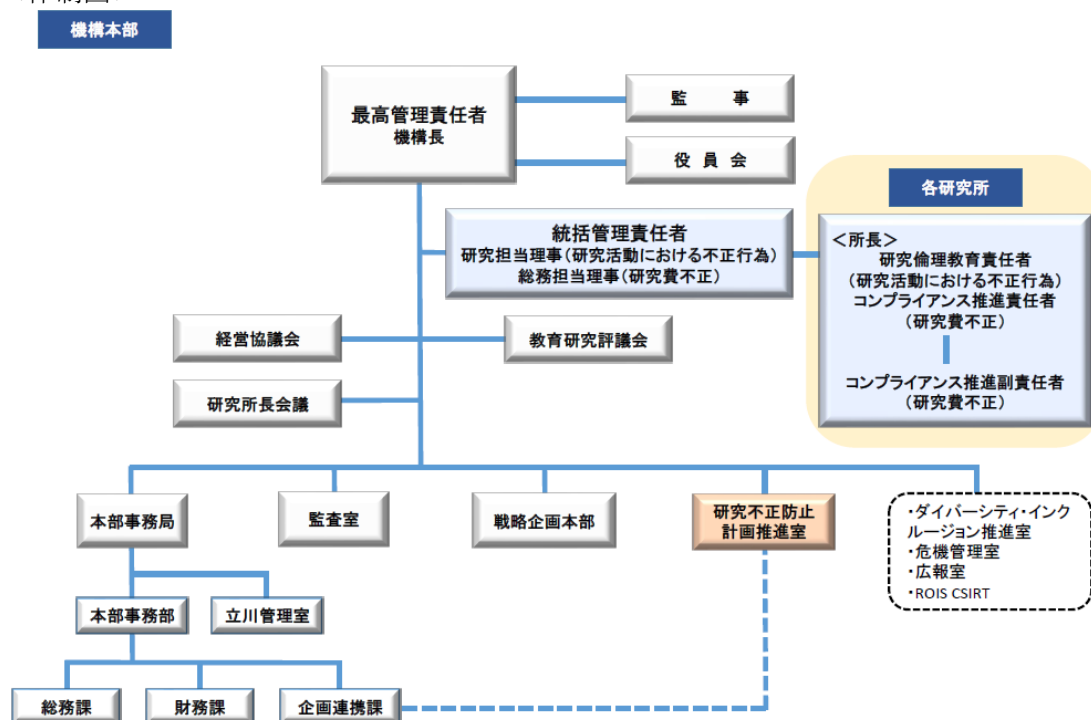
(1) 研究倫理教育の体制

国立情報学研究所では、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下、「機構」という。）の機関であり、機構が定める枠組みの中で体制を構築し、研究倫理教育を実施している。

具体的には、「情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程」に基づき、機構における公正な研究活動の推進について最終責任を負う最高管理責任者には機構長を、最高管理責任者を補佐し、機構における公正な研究活動の推進について実質的な責任と権限を有する統括管理責任者には研究を担当する理事を、本部あるいは各研究所及び施設における研究倫理に関する教育について責任と権限を有する研究倫理教育責任者には、本部においては研究を担当する理事を、各研究所・施設においてはその長を充てている。

また、機構に研究不正防止計画推進室を置き、機構における研究倫理教育及びその他研究活動上の不正行為を未然に防止する取組を推進することとしている。

<体制図>



能であり、総合研究大学院大学生は必須、連携大学院生及び特別共同利用研究員については、所属機関での受講を原則とするものの、受講を希望する場合は受付可としている。

総合研究大学院大学では、研究者倫理を含む、研究者を目指すすべての人が身につけるべき技術・考えるべき問題を学ぶこと等を目的として、毎年度4月に「総研大フレッシュマンコース」を開催しており、研究者として必要な技術などを取り扱う中で、研究活動における不正行為の分析についても学習している。博士論文の投稿の際にフレッシュマンコースあるいは研究倫理教育の修了が要件となっている。

また、先端学術院先端学術専攻情報学コースでは、選択科目である「科学ライティング」において、研究公正等に配慮した効果的な研究論文の執筆方法について教授しており、総合研究大学院大学生は指導教員の指示のもと履修している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する規程」において、研究者に対しデータの保存、開示義務を課しており、「情報・システム研究機構研究データの保存・開示に関する要項」において、論文発表後は資料10年、試料5年保存することなどを定めている。

国立情報学研究所では、「情報・システム研究機構 国立情報学研究所 研究データポリシー（実施方針）」において、管理及び共有・公開する研究データに関する基本的な考え方を整理しており、例えば、研究者は研究終了時に、研究データを研究終了後も保存が必要な研究データと、それ以外の研究データに分類することなどを定めている。

これらのルールとともに、各研究室においてオリエンテーション等を通じて研究活動や研究データの保存について周知等を行っている。

国立情報学研究所では、研究データの保存のため、国立情報学研究所が運営する研究データ管理サービス「GakuNin RDM」（一人当たり100GB利用可能）を利用している。また、研究所が契約するGoogle Drive（一人当たり50GB利用可能）を割り当てるとともに、研究室、研究センター等のプロジェクト、研究チーム等の単位で利用する共有ドライブとして、申請に応じて割り当てている（初期割り当ては100GB）。

研究室によっては、研究の進捗をデジタルノートで一元管理・保存する、研究の再現性担保のためにプログラムやデータ、モデル等をGitHub等で公開するなど、ツールを活用して研究データの保存、開示に対応している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

国立情報学研究所情報セキュリティポリシーを構成するガイドラインの一つとして、令和7年5月に「生成AI利用者ガイドライン」を策定し、適切な利用と倫理的配慮（著作権の侵害や虚偽情報の流布などは不適切な利用であり、利用者の責任となることなど）、データ入力に際して注意すべき事項（個人情報の取り扱いなど）、生成物の利用に際して注意すべき事項（生成物を用いるときは、内容の正確性を確認しなければならないことなど）を定めている。

機構として剽窃チェックツール「iThenticate」を導入し、各研究所等の研究者、URA、研究チームに関連する職員等が利用できるようにしている。

調査結果 国立民族学博物館

(1) 研究倫理教育の体制

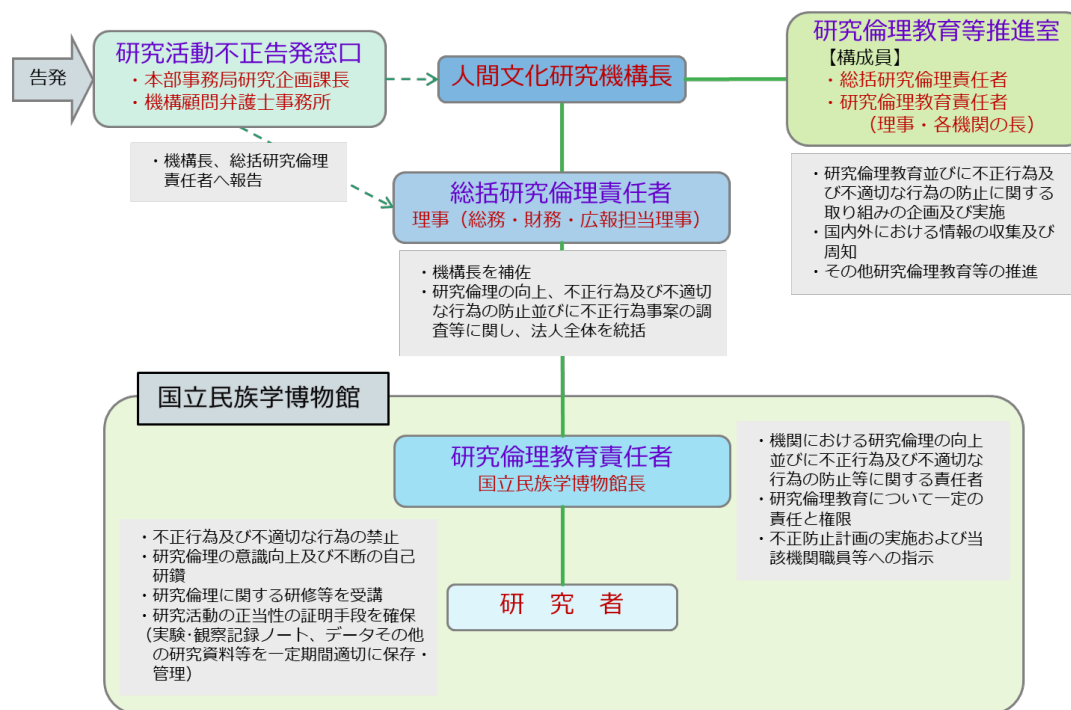
国立民族学博物館では、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下、「機構」という。）の機関であり、機構が定める体制の中で体制を構築し、研究倫理教育を実施している。

具体的には、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、機構における研究倫理の向上、不正行為及び不適切な行為の防止並びに不正行為事案の調査等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する総括研究倫理責任者を置き、機構長が指名する理事をもって充てている。また、機構本部及び各研究機関における研究倫理の向上並びに不正行為及び不適切な行為の防止等に関する責任者として、研究倫理教育について一定の責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、機構本部においては機構長が指名する理事、各研究機関においては当該機関の長をもって充てている。

また、機構長の下に研究倫理教育等推進室を設置し、研究倫理教育並びに不正行為及び不適切な行為を未然に防止する取組を推進している。

<体制図>

不正行為の防止等における運営・管理体制



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動に係る行動規範」において、研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならないこと、データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならないことなどを規定している。

こうした考え方の下、機構全体として、採用時及び受講後3年度経過毎の研究倫理教育の実施、毎年度の「コンプライアンス研修および研究倫理研修」(年1回)の実施など、研究倫理意識の醸成に資する取組を実施している。

研究倫理教育の教材は、日本学術振興会が作成するeラーニング教材(eL CoRE)を使用しており、受講者には修了証の提出を求め、管理台帳を作成して受講状況を管理し、未受講者には受講を促している。また、機構で実施する「コンプライアンス研修及び研究倫理研修」については、機構のeラーニングシステムを用いて実施しており、理解度確認テストの提出まで求めている。受講状況はシステム上で把握している。

この他、機関として、毎年度「新任職員等研修」(年1回)、「科研費説明会」(年1回)、「新規採用者オリエンテーション」(年1回)及び「外来研究員オリエンテーション」(年2回)において、研究活動における不正行為の防止等についても注意喚起等の説明を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

総合研究大学院大学の学生のうち、特別研究員奨励費代表者となっている者に対しては、研究者と同様、(eL CoRE)の受講対象とするとともに、機構として毎年度、機構及び資金配分機関等のルールを正しく理解し遵守するためのコンプライアンス研修と合わせて、機構において研究活動に従事する研究者が研究を行う上で不可欠な研究倫理を理解、習得するための研究倫理研修を受講することとしている。

それ以外の学生については、研究倫理教育の受講は任意となっているが、加えて、総合研究大学院大学が、主に新入生を対象とした合宿型の集中講義として入学年度に開講するフレッシュマンコースの中の「研究者と社会」セクションに、「研究者と社会①：研究者倫理」という講義を行っており、研究者としてまず身につけるべき倫理性、研究者の社会的責任について学習させるとともに、研究活動における不正行為、社会における研究者の立ち位置や責任の変遷、研究者と市民とのコミュニケーションにおいて生じうる問題など、研究者を目指すすべての人が知っておくべきテーマについて教育を行っている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」において、研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、必要に応じ開示することを定めている。その上で、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館における研究データの管理等に関する申し合わせ」において、研究データ等の保存期間を論文等の発表後10年間、試料や装置等については5年間保存することとしている。加えて、研究データの保存は、それらを生み出した研究者等自身が責任を負うこと、研究者等は退職や異動後においても、保存期間中については研究機関からの求めに応じて研究データ等を明らかにすることなども定めている。

研究データ等の管理コストは研究者自身が負担するという考え方である。なお、国立民族学博物館は従前より国立情報学研究所が運営する研究データ管理サービス「GakuNin RDM」を利用している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

機構において、「人間文化研究機構研究者の行動規範(リーフレット)」を作成してお

り、この中で不正行為をしないことなどを含む研究者の責務等について説明している。

機構において、剽窃チェックツール「iThenticate」を導入して、研究者が論文等の剽窃チェックを行える環境を整えており、例えば、国立民族学博物館が発行する学術誌に投稿された論文は必ず剽窃チェックを行うこととしており、また、総合研究大学院大学の学生の学位論文については、主任指導教員等が剽窃チェックを行い、審査出願時に報告書を添付することが義務化されている。

国立民族学博物館では、研究出版委員会が「国立民族学博物館研究報告」等の投稿規程・執筆要領・査読要領等を定めている。研究出版物の発行に際しては、各専門部会（研究報告等編集部会、民博通信専門部会、TRAJECTORIA 専門部会）、研究出版委員会及び刊行物審査委員会による三重のチェック体制をとっている。専門部会では、館内の複数名かつ研究分野や研究地域を越えた成員で構成し、定期的に人員の流動を行っており、また、査読に際しては審査対象となる原稿の執筆者に委員が含まれている場合には、同審査に係る委員会審議からの退席を徹底するなど、厳正な査読にも取り組んでいる。

国立民族学博物館において推進している、共同研究、特別研究、機関拠点型基幹研究（フォーラム型人類文化アーカイブズプロジェクト）においては、それぞれ共同利用委員会、特別研究運営会議、フォーラム型人類文化アーカイブズ委員会を設置し、管理・検証が個人や一箇所に集中しない体制を整えている。

<行動規範リーフレット>



の中から毎年テーマを定め、研究公正等について意識の醸成に努めている。

<独自の教材例「管理職として知っておくべき研究不正・研究費不正・ハラスメント防止」>

管理職として知っておくべき 研究不正・研究費不正・ハラスメント防止

目次

1. 科学研究上の不正行為の防止
2. 公的研究費の不正な使用の防止
3. ハラスメントの防止

(3) 一定期間の研究データの保存及び開示

「研究記録管理規程」において、各種計測データ、ラボノート、その他研究の計画、過程、結果、考察を示すものについて、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために後から追跡可能な状態で保存することとしている。このうち、研究データについては、研究所として、研究所内で運用するデータ保存環境の提供と、BOX というクラウドストレージに保存できるようにしており、ファイル履歴管理、アクセス権、編集権などに制限を設けている。このように、研究データの保管先のサーバー等を内外に用意しているため、そちらに保存することも可能となっている。

なお、センター長等は、所掌するセンター等における研究記録の確認の時期、方法その他必要な事項を別に定めるものとしており、各センター等において研究分野の事情等も踏まえつつ研究データを保存している。センターによっては、研究所全体のストレージとは別に研究データの保存先のサーバーを用意しているところもある。

研究室等が廃止等の理由により研究室等で保存できない場合は、当該研究室等が所在する地区を所管する事業部が、当該研究室等が属するセンター等を担当する研究推進部等と協議して、保存場所を確保する等、必要な措置をとることとしている。

上記のように研究データを保存する責任、基本的な方法等を定めた上で、全研究室主宰者に対して、規程で定めた内容に基づいた研究データの保存がされているかを確認させ、その結果をシステム上のフォームで回答させているほか、センター等毎にランダムで抽出した研究室の論文の研究データ等を、そのセンター等を所掌する研究倫理教育責任者が確認することとしている。

(4) その他研究公正の推進に向けた取組

研究成果を発表する際は、「研究成果発表前チェックリスト」に基づき、研究者自身が内容を確認した上で、研究室主宰者に成果発表の承認を得る。発表後には業績登録システムにて登録することとなっている。

剽窃チェックツール「iThenticate」を導入し研究者等が必要な時に利用できるようにし、意図しない不適切な引用や盗用を防止するための一助としている。

<研究成果発表前チェックリスト（抄）>

研究成果発表前チェックリスト

- ※ 研究成果を発表するときは、本チェックリストに基づく確認を行った上で、研究室主宰者の承認を受けてください。
- ※ 研究成果の発表後は、速やかに「業績登録システム(RARS)」への登録をお願いします。

1. 一般的確認事項

1.1 データの正当性と信頼性

- データの捏造、改ざん、盗用はないですか。
- 実験結果や統計分析が再現可能ですか。
- 発表した論文や口頭発表のデータは所定の期間保存されていますか。

1.2 文献レビュー、盗用の回避

- ジャーナルや学会の投稿規定に沿っていますか。
- 関連する先行研究や文献、データを適切に引用していますか。
- 自身の過去の研究内容と重複していないですか(二重投稿の防止)。

1.3 使用ツールと手法の透明性

- 実験手法や分析ツールを適切に記載していますか。

2. 知財・法的確認事項

2.1 知的財産権

- 特許出願が必要な場合、発表前に手続きが完了していますか。
- 研究内容が第三者の著作権、商標権、特許権を侵害していないですか。

2.2 契約条件の遵守

- 共同研究契約や資金提供を受けている契約などの条件に違反していませんか。

2.3 要機密情報の取扱い

- 秘密情報が含まれていないか、または公開が許可されていますか。

調査結果 仙台高等専門学校

(1) 研究倫理教育の体制

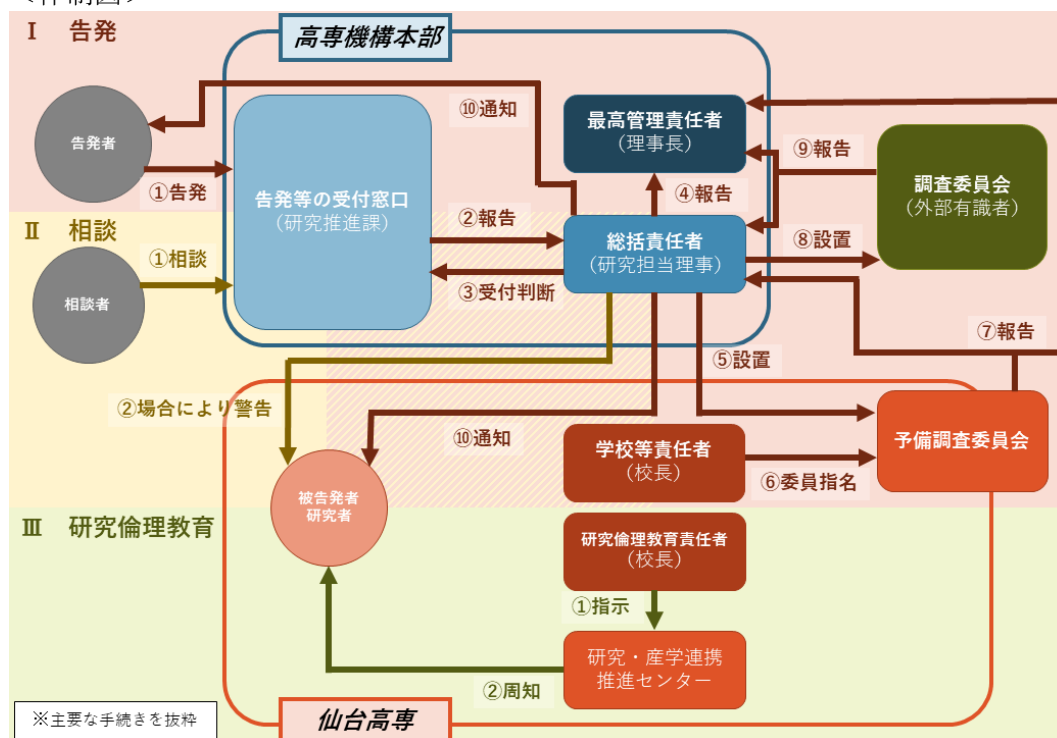
国立高等専門学校機構（以下「機構」という）は、「独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則」において、研究に携わる者に対し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならないこと、また、他者による不正行為の防止に努めなければならないことなどを定めている。

こうした考え方の中で、機構における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する措置に関する最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、理事長をもって充てるとともに、機構における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、総括責任者を置き、研究担当理事をもって充てている。

その上で、機構本部及び各高等専門学校における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として学校等責任者を、研究者等に対する研究倫理教育について権限と責任を有する者として研究倫理教育責任者を置き、当該学校等の学校長等をもって充てている。

以上のように、機構の定める制度を踏まえ、各学校等で取り組む体制となっており、仙台高等専門学校では、研究・産学連携担当の副校長が研究を担当し、校長を補佐している。研究倫理教育等の実務は研究・産学連携推進センター及び企画室が実施している。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、研究活動に携わる者に対して研究倫理教育を行うこととしており、具体的には、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育eラーニングプログラム（eAPRIN）を使用し、全教員は3年に1回以上、研究者の専門分野に応じて設定される理工系・生命医科学系・人文系の3コースのいずれかを受

講し、小テストで80点以上得て修了することとなっている。企画室は定期的に受講状況を確認するとともに、外部資金の応募、契約等に関する学内手続きの機会も活用して受講を徹底するよう周知を図っている。また、(eAPRIN)において、ピアレビューに関する単元を採用することにより、査読の不正について教育等を行っている。

また、機構が実施する「産学連携活動セミナー」においては、教員・産学連携担当職員向けの研修として、研究不正、利益相反、知的財産、研究インテグリティなど、研究者の倫理・コンプライアンス等に関する動向についての講演等を行っており、仙台高等専門学校では学内で受講対象者に対し周知した。この他、機構本部から展開される研究公正、研究倫理教育に関する通知等について、学内のポータルサイト等を活用して周知を図った。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対しては、実験・実習科目のレポート作成時に文献引用、不適切行為防止に関する指導を適宜行う他、卒業研究や専攻研究において次のことについても指導をしている。

- ・適切な研究の遂行（捏造や改ざんを行わないこと、研究データの保存等も含む）
- ・論文執筆（文献の検索、適切な引用方法等も含む）

また、次のことについて関係した授業科目も開設し、実践的な技術者になるような教育も実施している。

- ・技術者倫理
- ・関係法令の知識及び法令順守

使用する教材について、技術倫理などの科目では対応する教科書（捏造や改ざんを行わないこと、研究データの保存等も含む）を使用している。教科書がない授業では、(eAPRIN)などで説明されている基本的な考え方などを説明している。この他、専攻科生には、学習成果に対する倫理的配慮が記載されている大学評価・学位授与機構の「新しい学士への途」を読むように指導している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則」において、研究データ等は研究成果の発表から10年保存し、資料や標本等の有体物は5年間保存することになっている。

これを受けて、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進することにより、持続可能な社会の構築と人類の福祉の向上に寄与することを目的として、「独立行政法人国立高等専門学校機構研究データポリシー」を制定しており、対象となる研究データ、保管する責任者、異動等による転出の場合の扱いなどを定めている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

業務利用の範囲での生成系AI使用については、「国立高等専門学校機構業務利用における生成AIシステム利活用ルール」を定めている。

高専機構として、剽窃チェックツール「iThenticate」を令和4年度より導入している。

調査結果 島津製作所

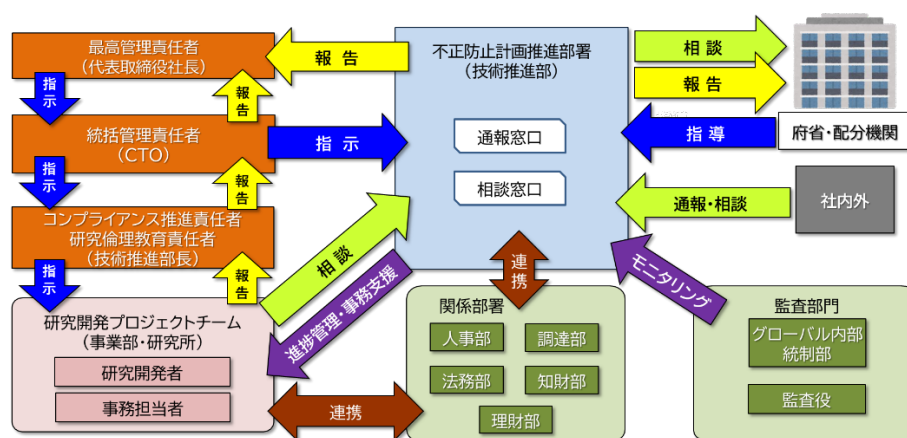
(1) 研究倫理教育の体制

島津製作所では、公的研究費の管理・運営を適正に行うこと、及び公的研究費に関わる研究開発者による不正行為の事前防止・公正な研究活動の推進を目的として公的研究費管理規定を制定しており、会社の公的研究費に関する管理・運営について総括する最高責任者に代表取締役社長を充て、会社の公的研究費に関する管理・運営について最高管理責任者を補佐する統括管理責任者にCTOを充て、統括管理責任者の指示のもと、会社の公的研究費に関する管理・運営、統括管理責任者の指示のもと、会社の公的研究費に関する管理・運営を行うコンプライアンス推進責任者に技術推進部長を充てている。

こうした体制の中で、国家プロジェクトの推進、支援を担う技術推進部は、内部統制を担当するグローバル内部統制部とも連携しつつ、公的研究費に関する不正防止計画等の推進も担当している。具体的には、技術推進部が年に一度不正防止計画と活動結果の報告を、社長が議長として開催するリスク・倫理会議にて行っており、また、技術推進部長が研究倫理教育責任者となり、社内における公的研究費を用いた研究活動に関わる全ての研究開発者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしている。

<体制図>

公的研究費事業における社内管理体制



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育については、技術推進部において、公的研究費に係る研究者及び研究支援人材に対し、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの内容や、過去の不正事例、知的財産等に関する社内規程、研究データの保管等についてまとめた、独自のeラーニング教材を用いて実施しており、年1回の受講を求めている。また、四半期ごとに、公的研究費に関する社内ルールなどをメールで周知しており、不正行為の事例等について周知する際にも活用している。

なお、島津製作所の研究活動は事業化を目指したものであり、論文の執筆等を目的としているわけではない。また、インターンシップ等で学生が一時的に研究を行う場合も、

公的研究費を用いた研究活動には参加させていない。

<社内教材>



技術推進部

グループリスクマネジメント

みんなで学ぶ「研究不正」



本教材の構成

技術推進部

みんなで学ぶ「研究不正」

| | |
|-------------------|--------------|
| ・研究不正とは何か | …………… p. 3 |
| ・特定不正行為(重大不正)と具体例 | …………… p. 5 |
| ・成果発表にかかる不適切な行為 | …………… p.10 |
| ・その他の注意すべき点 | …………… p.14 |
| ・参考資料 | …………… p.16 |
| (改訂履歴) | …………… (p.17) |

P. 2

(3) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データは基本的に会社で保存するとともに、文書廃棄基準において、技術ノート及び技術資料（社内で研究の意義、内容、データなどをまとめた資料）、設計資料等の保存期間を定めている。また、試料、試薬等については、プロジェクトの管理等の観点から、プロジェクトの試験研究費により購入した場合はプロジェクト終了時に廃棄することとしており、保存等が必要な場合は試験研究費以外の経費で購入し、管理職が維持、廃棄を決定している。

研究データの管理等の詳細は各管理職が判断しているが、研究データ自体が秘密情報として位置づけられ、研究者は自己の担当業務に必要な範囲に限って取扱うこと、不正に、閲覧、コピー、持出、開示又は漏洩してはならないことなどを定めている。また、従業員が業務の過程で編集など工夫を行ったデータは、法人著作権となり、会社に帰属させている。

(4) その他研究公正の推進に向けた取組

共同研究等において、論文を執筆する場合もあるが、上司が認めた業務の場合のみ可能としており、発表する場合も、「技術事項社外発表要領」により、発表内容の点検が定められている。特に文書発表においては、社内で査読者がチェックし、所属長の承認を受けて提出することとしている。また、業務手続集において引用や転載についても規定しており、論文を執筆する場合も不正行為が行われないうようにチェックする体制、規則等を整備している。また、論文を執筆する場合など、剽窃チェックツール「iThenticate」も活用してチェックしている。